

スラエルの民は其額にエホバの所有民なりと書いてあつたと云ふやうに、今日の労働者は何れも資本主の所有物なりと云ふ刻印を捺されてあるものである。資本制度の生産の特色は労働力が一の商品として賣られると云ふことにある。其商品は雇傭労働（賃銀労働）と云ふ形の下に賣られる。資本主は價を拂つて此の商品を買つて之を生産に用ふる、抑も物を生産する労働力其ものが商品であるから、其結果として出来る物も亦皆商品となる。凡て我々の欲望に充つる物が一度は商品と云ふ形を取り、生産は凡て皆商品生産となつたのは、抑も生産の源である労働力其ものが商品として賣買せられるからである。

労働制度は労働の販賣事情

誠に此の説明の通りでありまして、従つて、今日に於て労働制度と申せば、労働が商品として賣買せられる、其販賣事情の謂なりと申しても大過はないのであります。然るに一般の商品は、其販賣事情の如何によつて、商品の性質に影響を被ることはありません。如何なる店で、如何なる約束で、例へば現金取引で誰と誰との間に賣買せられても、一定の品質の商品は其品質を持つて居りまして、其間に差異の起るなど云ふことは決してありません。然るに労働と云ふ商品は全く違ひます。其販賣事情即ち労働制度如何によりまして、其品質の上に大なる影響を被るのであります。労働の種類・其の條件・其の期限・其の報酬

方法等の違ふによつて人間の労働、殊に其能率に大なる違ひが起ります。

労働販賣に特有なる現象

マルクスは申します。資本主が起つて来て労働者は皆其人の命の下に、其人の爲めに労働するやうになつても、労働行程の上から見れば何等變つたことにはないのである。乍去労働者と資本主との關係の上には、二つの特有な現象が起つて来る。第一、労働者の労働は最早自分のものでなく、資本主のものである。労働者は凡て資本主の監督の下に働かなければならぬことになる。ソコで、労働が所定通り順序よく行はれるか、生産要具が目的通りに應用せられるか、原料の浪費はないか、器具を必要以上損耗はしないか等は、資本主が之れを自分の事として、主宰監督することになる。第二労働の結果たる生産物は悉く資本主の所有に歸するので、生産の直接當事者たる労働者は之れに對して何の權利をも持たぬ。従つて、労働者は一度足を資本主の工場に踏入れる其瞬間に於て、其労働力の使用を舉げて資本主の有に歸するのである。資本主から云へば、労働行程は、彼の買入れた一の物と他の物、彼の所有に屬する一物と他物（即ち労働と労働要具）との間に行はれる行程に外ならない。従つて此の行程の結果として出来るものは、全く彼れの所有に歸するのであると、此説明に従へば労働制度は一面に於て労働なる商品を買入れる條件の謂であ

つて、他面には買入れた商品の利用条件の謂であります。

労働種類の決定

さて、労働制度を構成する條項の第一は労働種類の決定であります。元より、今日に於ては労働者は雇入れられるときには、其種類を自ら勝手に選擇し得るものでありますが、一度雇入れられた上は、其約束の範圍内に於ては、如何なる仕事に従事するとも、一に雇主の命を奉ぜなければなりません。其決定には、無論労働者の適否・堪能・熟練等を考へに入れるのですが、其以上は専ら雇主の意志によつて定められるのです。

労働条件の決定

第二、労働条件とは、労働の場所・労働時間・労働者同志の仕事の關係・指導監督者と労働者との關係等を申すのです。此も今日の労働者は雇はれる時に、自分の希望を述べることが自由であります。事實に於ては、雇主の定めた通りに承知する外はないのであります。否だと申せば雇つて呉れない丈で、労働者の意志は殆んど行はれないのであります。

報酬の決定

第三は報酬の決定です、報酬即ち賃銀の額は、雇主と労働者との社會的關係に於て決定せられます。而して同じ賃銀を拂ふにしても、其支拂の方法如何によつて大に違ひます。即ち賃銀制度の如何なるものなるかは、深く考へる必要があります。

労働期限の決定

第四、労働の期限とは、今日で申せば、雇傭契約の期間のことでありまして、何ヶ月間約束するか、其約束を解くには如何するか等は、同盟罷工などの場合に重大なる關係があります。

労働制度の種類

さて、昔より今日まで他人の爲めに働く労働に就ては種々な労働制度がありますが、其重なるものを擧げて見れば次の三種であります。第一非自由労働制度、第二自由労働制度（又は契約労働制度）、第三協約労働制度、是であります。

非自由労働制度

第一の非自由労働制度とは、労働者に全然自由を與へないか、又は極く僅しか自由を認めない制度で、一切の労働關係・労働條件は、使用主が勝手に専斷を以つて之を極めたのであります。尤も此時代には、習慣の勢力、甚だ大でありまして、嘗て一度定められた事が、嚴重に實行せられて居つたことが多いため、其習慣は、使用主にのみ都合の宜いやうに、労働者の爲には甚だ迷惑なるやうに出来て居りました。乍併習慣が固定して容易に之を變へることが出来なかつた爲めに、使用主が其時々々の思付きで、特に苛酷を加へることは出来なかつた場合も尠からずあります。故にマーシャル先生は習慣は甚だ壓制的ではあつたが、少くとも或度までは使用主の個人的壓制を防止するに與つて大に力があつた、此點から云へば、習慣の強制は労働者たる非自由民を保護する力のあつたものと云はなければならぬと申して居られます。此は歴史上の事實の真相を能く看破られた至言であります。

奴隷制度

非自由労働制度の極端なるものは奴隷制度であります。此事は前編に於ても少々申上げて置きました。

今日の文明國の有史時代の第一期に於ては、大抵皆奴隷制度が存して居りまして、労働と云ふ労働は、凡て全く自由のない、獸畜と丸で同様に取扱はれて居た奴隷のみにやらせて居たのであります。故に労働事情・條件は全く獸畜を扱ふのと同じ様に主人が勝手に定めるので、労働の報酬とか・期限とか云ふものは、全く定めてありません。凡て無代價で何時までも勝手に労働させたのです。労働の種類は如き當人に到底出来ないやうな事でも無理にやらせました。特に監督者の權限は絶大であつたのです。

奴隷制度必ずしも残忍一方のみにあらず

乍併前にも一寸申上げた様に、奴隷は主人の所有物でありまして、餘り無理に使ひますと、病氣になつたり、早く死んだりして、却つて主人の損になります。今日の雇主のやうに、病氣になれば、サツサと解備して仕舞へば其れで宜しい、死んで仕舞つても、直ぐ後の代りを雇入れ得ると云ふやうなわけには参りません。代りを入れようとするには、又新たに代價を拂つて人間一人買入れるか、又は戦か何かによつて捕へて来る必要があります。労働其ものに對しては、別に賃金は拂ひませんが、衣食住の料は之を與へなければなりません。其れが餘り不足なれば、結局主人の損になりますから、兎に角健康を保てるだけの物は與へなければなりません。故に奴隷制度と云へば、如何にも残酷一點張の労働關係の様子のみ思はれ

ますが、其實は必ずしも左様許りではないのであります。其間に多少のゆとりはあつたものです。

奴隸制度にも種々あり

今日我々が奴隸制度と云ふ名の下に聯想するのは、近世の始め歐洲諸國が亞細亞・亞弗利加・亞米利加の未開國民、有色人種を鐵の鎖と鞭とで酷使した時代の右様であります。是は、奴隸制度の上から申せば、一の變態であります。昔の希臘・羅馬・又は古獨逸民族間に行はれた奴隸制度は、必ずしも右様な残酷一方のものではなかつたのです。我邦にも昔は賤民が澤山ありましたが、此れ又は必ずしも殘忍なる取扱ひをなしたのではなかつたと存じます。

奴隸制度は能率甚だ低し

つまり、奴隸制度とは、人格を認めない人民を勞働に使役したことの謂で、マルクス流に申せば、勞働掠奪の一種、其最始の形の一であります。主人に取つては、此れ位都合の良い勞働制度は無いやうに考へられますが、勞働能率は極めて低くつて事足りる場合、殊には、勞働心の作用を殆んど無視しても差支ないやうな場合には、此制度は主人に取つて都合がよかつたのですが、少しでも能率の高きを要し、勞働心の作用如何が影響あるやうになれば、此制度は甚だ不經濟な甚だ損な制度であります。工業で申せば極めて粗末な物しか作られないとか、農業で申せば極めて粗放的な穀物耕作でも營んで居る間は、奴隸勞働で事は足りませんが、少しでも熟練を要する仕事が必要になり、やゝ集中的な耕作を營むやうになると奴隸勞働は其能率の極めて低い爲め、甚だ不經濟になります。殊に勞働者の勞働心は奴隸制度では殆んど皆無でありまして、仕事をさせるのに、澤山の監督者が入用で、其取締りは甚だ面倒となります。又た少しでも込入つた器具や精巧な機械などは、逆も奴隸には使はれません。

マルクスの引例

マルクスは奴隸制度は生産要具を甚だしく浪費するものと申して、オルムステッドと云ふ人の『海岸奴隸國』と云ふ本から、著しい例を引いて居ります。オルムステッドの申すには、奴隸に與へるやうな取扱ひを馬に與へたなら馬は直ぐに斃れて仕舞ふだらう、其の奴隸の使つて居る器具に至つては、賃錢を拂つて雇つた勞働者には誰も與へないだらうと思はれるやうな非道い物を與へてある。馬鹿に重たくて無器用に頑丈一方に出來て居る器具で、到底當り前の人の使へるものではないが、併し奴隸には其でなくてはならないので、若し軽い器用な器具でも與へれば、奴隸は直ぐに之を壊して仕舞ふであらうと申して居

ります。『資本論』第一卷百五十九頁註邦譯

『マルクス全集』第一卷三三八頁

半奴隸制度

右の次第で、人間の經濟生活が進んで、能率の高い勞働が任用となれば、奴隸制度は、自から廢たれて仕舞ひ、之に續いて、所謂農奴（英語 Serf 大陸では、colon 又は mancipium 等と云ひ、獨逸にては Leibeigene 等と稱へます。此れにも色々種類があります）と云ふ半奴隸の制度が廣く行はれるやうになりました。工業上に於ても純奴隸の代りに半奴隸が起りました。即ち所謂賃仕事（ブヒア）先生の造語で、『Lohnwerk』と申します）是れであります。

此半奴隸の制度は數百年繼續して、種々なる變遷を経ましたが、其事の詳細は、經濟史の研究に屬しますから、茲には略して申上げません。

自由勞働制度

ソコデ、勞働制度の第二種として、自由勞働制度が實際に合つて居ります。即ち、勞働者に完全なる自由を與へ、法律上之を對等の權利者として取扱ふ制度の謂であります。制度は決して

一朝一夕に出來たのではなく、非自由制度が種々な變遷を経て、段々少しづつ自由を勞働者に與へて來た結果、漸く出來上つたので、完全に此制度の行はれるやうになつたのは、十八世紀の終十九世紀の初であります。有名なアダム・スミスは此制度を完全にする爲に奮闘致した大恩人です。畢竟十八世紀の末葉頃になつて、歐洲の經濟生活は非常長足の進歩を遂げ、人間の欲望は偉大な發達を爲し、從來の如き自由の不十分な勞働者では其の能率が低くて、逆も文明生活の需要に應ずることが出來なくなり、勞働の能率を高めることが、何よりも急要となつた結果であります。勞銀の低い方が雇主の得である、生活が樂だと勞働者は怠けていけないとペテリ等さへ主張致したのは、完全なる自由を有して居なかつた十七世紀、十八世紀の勞働者に就ては、實際の事實であつたのです。アダム・スミスが此の謬想を排斥したのは、完全なる自由を有する勞働者をして、其の能率を十分に發揮せしむる必要が大いに増して來たからであります。兩者の間には時勢の違ひのあることを忘れてはならぬのであります。

自由、對等の關係を前提とす

さて、此の自由勞働制度は、十九世紀の始めから段々普及して、今日に於ては、文明國にては一般に原則として、之を認めて居るのであります。次に申述べます協約勞働制度も、其原則としては矢張自由勞働

を前提とするので、決して其原則を打破するわけではありません。

自由労働制度は、労働者に完全なる人格の自由を認めます。従つて、法律上に於ては、労働者と之を雇ふ人とは全く對等の権利者で、同格の者であります。上下主従の關係ではありません。

労働は契約關係

ソコデ此の對等者間の労働關係は、法律上一の契約關係であります。恩顧關係でも君臣關係でもありません。従つて雇主と労働者とを結び付けるものは、雙方の自由意志の合致たる契約是れであります。即ち労働種類の選定も・労働條件も・賃銀制度も・労働期限も、皆何れも契約によつて決定せられるのであります。労働者と第三者との社會關係は、此契約のみが、之を定めることになつて居るのであります。

民法の雇傭契約

其契約は、我民法に於て所謂雇傭契約であります。(労働契約のことを、獨逸では法律上は、Dienstvertragと申します。我民法は之を其儘採用したのであります。佛國や伊國では労働契約と申して居ます。瑞西の新民法では、獨文の方には Dienstvertrag としてありますが、佛文には Contrat de travail として

あり、伊文では Contratto di lavoro としてあります。佛伊文共に労働契約の義です)。我日本の民法では第六百二十三條から同三十一條迄に規定してあります。獨逸の民法では、第六百一一條から同三十條までに載せてあります。昨一九二三年「一般労働契約法案」なるものが、労働省から公表せられました。これは全文百六十九條より成るもので、可なり詳密なもので、民法の規定とは同日の談ではありませんが、其れが成文法となつたことは未だ承はつて居りません。成文法となれば、従來の面目を一新したものと成るのでせう。日本民法では「雇傭は當事者の一方が、相手方に對して、勞務に服することを約し、相手方が、之に其報酬を與ふることを約するに因りて其効力を生ず」第六百二十三條としてありますが、此は無論獨逸民法の翻譯であります。併し獨逸民法の方は言葉が少し詳細であります。試みに譯して見ませう。「雇傭契約に因つて労働を約したるものは、其の約束したる勞務の給付、其相手方は約束したる報酬の給與の義務を負ふ、雇傭契約の目的物は如何なる勞務たるも妨げなし」第六百一十一條 即ち此は第二項に於て労働種類の選定も含めてあるのです。法學士荒波正隆氏譯獨逸民法には「各種の勞務なることを得」としてあり我民法には此第二項に當る條はありません。

労働報酬に関する規定

勞働報酬のことは、我民法では「勞務者は其締結したる勞務を終りたる後に非ざれば報酬を請求することを得ず、期間を以て定めたる報酬は其期間の経過したる後之を請求することを得」第四百二十四條とあり、獨逸民法には「報酬は勞務の給付を終はりたる後後仕拂ふ可きものとす。期間を定めて約束したるときは、各期間の経過毎に報酬を仕拂ふ可きものとす」第四百十四條とあります。

勞働の期限に関する規定

勞働の期限に就ては、我民法には「當事者が雇傭の期間を定めざりしときは各當事者は何時にても解約の申入を爲すことを得。是の場合に於ては雇傭は解約申入の後二週間を経過したるに因りて終了す。期間を以て報酬を定めたる場合に於ては、解約の申入は次期以後に對して之を爲すことを得。但其申入は當期の前半に於て之を爲すことを得。六ヶ月以上の期間を以て報酬を定めたる場合に於ては、前項の申入は三ヶ月前に之を爲すことを要す」第四百二十七條 又「當事者が雇傭の期間を定めたるるときと雖も、已むことを得ざる事由あるときは、各當事者は直ちに契約の解除を爲すことを得、但其事由が當事者の一方の過失に因りて生じたるときは、相手方に對して損害賠償の責に任ず」第四百二十八條 又「雇傭の期間が五年を超過し、又は當事者の一方若しくは第三者の終身間繼續すべきときは、當事者の一方は五年を経過したる後、何時にて

ても契約の解除を爲すことを得、但此期間は商工業見習者の雇傭に付ては之を十年とす。前項の規定に依りて契約の解除を爲さんと欲するときは、三ヶ月前に其豫告を爲すことを要す」第四百二十六條 等の事細かに規定してあります。

勞働條件に関する規定

然るに勞働條件に就ては、我日本の民法に何等の規定も載せてないのであります。瑞西新債務法では「營業上雇傭主が一定せる勞働又は家事規定を定たるときは其規定は書面を以て之を定むるを要す。而して雇傭前に通告したる場合に限り勞務者を拘束す」第三百二十一條と規定して、雇傭主が無暗勝手な規定を拵へて勞働者を押へ付けるのを防いであります。我民法の雇傭契約に関する規定九ヶ條の大部分は雇傭の期間のみに関するもので、勞働制度の中最も肝要な勞働條件に就ては、一言半句も規定して居りません。但し幸なことに、工場法施行令改正案では「常時職工五十人以上を使用する工場の工場主は就業規則を設け地方長官に届け出づ可し地方長官必要と認めたるときは其變更を命ずることを得、就業規則の内容は、大體

- (一) 職工雇入の手續
- (二) 始業終業の時刻及休憩時間、休日並就業轉換に関する事項

- (三) 賃金其の他の給與の支給方法及支給時期
- (四) 食費其他職工の負擔となる可き事項
- (五) 賞與又は制裁に關する定あるときは其の事項
- (六) 解雇の事由及其豫告期間
- (七) 職工の歸郷旅費に關する事項
- (八) 職工をして貯蓄をなさしむる場合に於ては之れに關する事項

以上の外工業主は職工の就業に關し必要なる事項を規定し得就業規則は適宜の方法を以て職工に周知せしむること

となつて居ります、但し前にも申しした通り、此改正令は未だ發布されて居りません。私共は以上のみならず、就業規則の制定及改正に際しては職工の意見を必ず徴することゝ致したいと存じて種々盡力いたしましたが、多勢に無勢終に破れましたのは、如何にも残念なことゝ存じて居ります。其の不満足なる右の規定すら未だ實行されないに至つては實に呆れて物が云へないのであります。

賃銀制度に關する規定

賃銀仕拂制度に就ても我民法には又何等の規定なく、唯だ勞務を終らなければ、賃銀を請求するを得ずとあるのみです。之を經濟上から申せば、勞働者が雇傭に應ずるのは賃銀を得たいからで、此が最も肝要の點です。而して勞働者は多くは其日暮しの貧しい者です。然るに賃銀は勞務を終りたる後に非れば之を請求するを得ずと嚴重に申渡してあります。此事は又た後段に致つて申上げる積ですが、抑も勞務を終るとは如何なる意味ですか、一時間勞働すれば、其れ丈け約束を果したのです。然るに勞務を終りたる後に非ざれば報酬を請求するを得ずとは、雇主には甚だ都合が宜しいのですが、勞働者の方は非道く押へ付けた話でありませんか。

勞働者は勞働を前渡するものなり

從來經濟學者の間にも、雇主は賃銀を前貸するものだと云ふ謬説が行はれて居りましたが、此點はマルクスが十分に論駁して居ります。經濟學者の間にも、勞働者こそ却つて勞働を賃賣して居るものであると論ずる人があります。其方が正しいのです。即ち佛蘭西のガニルと申す人は『勞働者が自分の節約によつて貯へをして居つて、賃銀を一週間の後、十五日の後、一ヶ月の後、三ヶ月の後迄貰はずに待つて居るとの出来るやうになれば、彼は其勞働を前貸し、雇主は掛で勞働を買つて居るものである』と申して居りま

す。露國のストルチもまた『労働者は自己の労働を雇主に前貸するものである』と申して居ります。詳しくはマルクス『資本論』第一卷第三百三十七頁、邦譯『マルクス全集』第一卷二九〇頁以下を御覽下せよ。

獨逸民法の規定

獨逸民法第六百十四條 前に擧げて の規定は、舊經濟學の謬説を土臺として居る古風のものでありますが、其れでも我民法の様に『請求するを得ず』と労働者の方を押へ付けないで『仕拂ふ可きものとす』荒波氏の獨逸民法譯文には『仕 和雇主へ命じてあります。加之、其外にも勞銀に關して第六百十二・六百十五・六百十七條等に可なり親切な規定を設けてあります。

瑞西新債務法の規定

然し是よりもモット進んで居るのは世界最新で、而して最も進歩した民法として知られて居る千九百十一年三月制定の瑞西新債務法でありまして、左の通り綿密に規定してあります。

第三百三十條

雇主は契約、慣行、若くは標準労働規約による報酬、及は遵奉を約したる共同労働契約に定めたる報酬を支拂ふ可きものとす。雇主が報酬の外に、事業の成績に對する配當を約したるときは、雇主は被備人又は其代

人として、契約により、又は裁判官が指定したる検査人に對し損益に關する説明を與ふ可し。必要な場合には營業帳簿を閲覽せしむ可きものとす。

第三百三十一條

成效報酬を約せる被備人が勞務期間中主として雇主の爲めに勞作すべきものなるときは、雇主は契約期間中被備人に對し充分なる作業を指示する義務を負ふ。成效作業なきとは、勞務は時間又は日當を標準として指示することを得。兩者共になきときは、雇主は過失の責任あらざること證明せざる限り、損害を賠償する責任あり。

第三百三十二條

雇主が勞務の供給を受領するに付き遲滞したるときは、被備人は追完の義務なく、契約したる報酬全額を請求することを得。但し勞務の供給を爲さざるが爲め節約し、又他はの勞作により取得したる又は取得す可かりしものは之を控除す。

第三百三十三條

報酬の支拂に付き、別に短かき時間を約定せず、又は他に慣行なきときは、報酬は左の規定に従ひ支拂ふ可きものとす。

一、勞務者又は同一家庭に住居せざる僕婢

毎二週間

二、店 員

每一ヶ月

三、家庭内に居住する奴婢

每三ヶ月

農業に在ては

每六ヶ月

總ての場合に於て労働契約の終了と同時に報酬請求の期限到來するものとす。

第三百三十四條

雇主は被備人に對し其爲したる勞務を標準とし、被備人が究迫の爲め之を必要とし且雇主が自己

の究迫を來すことなく給することを得る限り報酬の前拂を爲す義務を負ふ。

第三百三十五條 長き期間をを以て契約したる労働契約に在ては、被傭人は疾病、瑞西政府の兵役義務又は之に類する原因により、過失なくして労働の給付を爲すを得ざるときは、其障害が割各に短期間なるときは報酬請求權を有す。

右を我日本の六百二十四條一條條きりて、而も労働者を抑へ付ける一方の規定と比ぶれば、實に天地霄壤の差で、美ましい限りであります。我民法中に此くの如き規定の載せられるやうになるのは、何時の事であらうか、心細い限りであります。

労働者保護に関する規定

労働條件、殊に労働者の生命・健康保護に関する規定に就ては、我邦では此頃ヤット實施になつた工場法にありまはすが民法には何も規定してありません。反之獨逸民法では第六百十八條に次の如く規定してあります。「雇主は労働の執行に要する場所、装置又は器具の設備及維持に關し、並に自己の命令又は指揮の下に執行す可き規定に關して、労働の性質の許す限り、労働者の生命に對する危害の防止並に其健康の保護を圖る可し。略 雇主にして、労働者の生命健康につき負ふ義務を履行せざるときは、本法第八

百四十二條乃至第八百四十六條不法行為に對する損害賠償義務に關する規定の適用を受く」とあります。我邦の民法は獨法の翻譯であるにも拘らず、之に該當する規定は影も形も見當りません。瑞西新債務法第三百三十九條には「當該労働の事情並に労働の性質が公正上許す限り雇主は労働上の危険に對する豫防方法を講じ相當且つ衛生的なる労働場及び被傭人が雇主の家計内に同居するものなるときは衛生的なる寢室を與ふ可きものとす」水口氏譯瑞西新債務法第九十九頁「之を公正と思むべきときは」とあるは、却つて原文のときは「などイヤ々々許すやうなことを進歩的な瑞西法で規定す」としてあります。法律一方の學者にも随分困ります。

公法上の諸規定

兎に角、今日の民法は、労働制度の要點に就て若干の規定を載せて、労働契約の準據す可き所を示して居るのであります。然し乍ら労働條件は主として労働保護の意味のものに限つて居まして、私法では餘り規定せず公法に讓ることになつて居ます。即ち工場法と稱して居ります。に於て労働者保護の爲めに特別の規定を設けて居るのであります。商業上の労働者に對しては、獨逸では商法に規定があります。又労働保険や労働紛争の仲裁調停や労働周旋の事は夫々別に定めて居ります。此等の事は經濟學では工業政策又は社會政策と云ふ一分科に於て研究するのでありますから、今は唯だ此くの如き規定のあることだけを申上げるに止めて置きます。

今日の私法規定不十分なり

我邦の民法は勿論のこと獨逸其他先進國の民法は、労働關係を凡て對等權利者間の自由意志の合致に基く契約關係として取扱つては居りますが、其規定の詳細に至つては、未だ不十分な點が多いのであります。瑞西丈は餘程進んだ立 我民法に至つては、殊に左様であること前申上ぐる通りであります。其れは必竟實際の經濟生活を反映したものと申さねばなりません。今日現在の經濟生活に於いても、未だ労働者を眞に完全なる對等の人格者・權利者として居るのでありません。矢張り非自由制度時代の舊思想が澤山痕跡を残して居ります。前に申した我日本民法第六百二十四條の『報酬は勞務を終はりたる後に非されば請求するを得ず』と云ふ規定の如きは、其疑ふ可からざる一の證據であります。然し乍ら兎に角法律上の原則としては、労働關係は完全なる一の契約關係として取扱ふやうになつたのは、實に非常な進歩と申さねばならぬので、我々は此進歩を實現する爲めに奮闘した過去の諸先輩に對して、衷心より感謝を捧ぐることを忘れてはならないのであります。其れと同時に不十分なる規定を改めしめて、時代の要求に應ぜしむるやう益々努力す可き大任を負ふものであります。

經濟上の實質は更に劣る

乍去經濟上の實際は右に比すれば未だ一遙に後れて居るのであります。即ち労働者の對等契約と云ふものは、今日に於て未だ一の形式に過ぎないので 其實質に至つては、決して完全なる對等關係までに進んで居らないのであります。此の點はマルクスも十分に論じて居りますし、又たブレンタノ先生は其一代の傑作として有名な『現今の法律に基く労働關係』と云ふ書物に於て 最も精密に論じて居られます。

ブレンタノ先生の労働關係論

今先生の御論を一寸申述べて見ませう。社會の各階級を平等と認むることは、十八世紀の終以來凡の文明國に於て原則となり、労働は他の凡の商品と同じ商品で、労働者とは労働と云ふ商品の賣手に外ならぬものと看做されるやうになつた。従つて、労働者に人格の自由を認め、雇主と労働者とは法律上全く對等と認めることが、凡ての労働關係の根本となつた。而して世人は斯く認めることを宣言すれば、其れで十分であると思つて居た。處が實際は却々左様でなく、有産者と無産者との懸隔は却つて甚だしくなつた。ソコデ労働者が名と實との矛盾の甚だしいことを悟つて、實質上にも又た對等の實を擧げようと盛ん

に抗爭するやうになり、茲に勞働問題なるものが起つて來た。

勞働問題の起る所以

勞働問題とは決して單に勞働者所得の高、並に其保障及び勞働時間の問題計に限られるものではない。勞働者は人格の自由を認められ、法律上雇主と對等なりと看做さるゝにも拘らず、其經濟上の實狀の甚だ之に及ばざるが爲めに、勞働問題は起つたのである。其原因は果して那邊にあるか、社會民主黨の創立者ラサルレは此間に對して解答を與へた。其解答は社會民主黨の金科玉條となつた。其解答とは即ち勞働の鐵則と名くるものは是れである。即ち勞働者の得る勞銀は之を平均すれば、生活の維持及び生殖に必要不可欠丈けの高以上に決して昇るものではないと云ふことは是れである。乍併ラサルレの此説は全く間違つて居る。ラサルレの勞銀説は、獨逸社會民主黨も千八百九十一年のエルフルト會議宣言以來全く之を捨て、仕舞ひ居りました。其以後はマルクスの説即ち前章に申上げたものが獨逸社會民主黨の採用する所となつて居ります。今日の勞働問題の依つて起る原因は、決して勞銀が最低生活費を中心として定まること、他の一般商品が其の生産費を中心として價の定めらるゝが如き爲めではない、又た勞働は他の商品と全く同一のものであるからではない。否事實は其の反對である。勞働問題の起るのは、勞働は他の商品と全く同一ではなく違つた點があり、従つて勞働者は他の商品の賣手と全く同一の地位に立つものでないからである。

勞働と商品と異なる點

勞働とは勞働力の使用に外ならない、勞働力とは畢竟人間其ものゝことである。身體と理性と感情との三を有して居る人間であつて始めて勞働が出来るのである。だから勞働とは、人間其ものゝ使用のことに歸着するのである。従つて勞働は他の商品とは大いに違ふ。第一、勞働を商品と見ても、其商品は賣手の人格とは不可離ものである。第二、勞働の賣手は原則として何等の儲餘なき貧乏人である。此二點は他の商品と勞働との全く異ふ所である。故に勞働者が一個人として雇主に對するときは、事實上何等の自由なく、又た決して對等の人格者たるものでもない。殆んど何等の自由なく、又た遙かに劣等の者たるを免れない。即ち法律上認めると云ふことは單に形式の上のことたるに止り、實際に於ては些かも其實がないのである。此今日勞働問題の起る所以である、是れがプレントノ先生の論旨であります。詳しいことは、右に擧げた先生の御著を御覽下さい。但し其本は今其甚だ稀で一寸得られません、近頃ヂール及モムベルト兩氏の編纂して出版致して居る『經濟學名著讀本』の第二卷は、其の重要な部分を拔萃して載せてあります。

勞働給付は人格を拘束す

勞働者は其勞働の給付 我民法の を致すに方りまして、身自ら其給付の場所に行かなければならず、又た其給付の時間中其處に居らなければならぬものであります。他の品物なら賣手は必ずしも自身で來なくとも宜しく、賣つたものを買手が使つて居る間、其買手の家にくつ付いて居る必要もありません。前にも其事は申上げましたが、八百屋から大根を買つたとて、我々が其の大根を喰べて居る間八百屋が臺所に待つて居るわけではありません。勞働を賣るものは左様は参りません。勞働者は其勞働をして居る間は、買手たる雇主の権力の下に立つことになり、従つて人格上の束縛を受けます。即ち勞働條件は雇主が定めたものを守らなければならず、勞働の種類に就ても、賃銀支拂の方法に就ても、又た勞働の期間に就ても、普通商品を賣る販賣事情の様に、全く對等的に定まるものではありません。

勞働供給調節の困難

勞働者は大抵其日暮しの者ですから、雇主が勝手に定めた勞働條件其他が不承知だから、賣る事を中止すると云ふことは、事實として出來ないのです。法律上では不承知なら契約を結ばないわけで、強

ひて之を承知しなければならぬ義務はないことになつて居りますが、其は法律上の空事で、實際は今日一日働かなければ、自分も家族も飢に迫るのです。だから法律上の権利等は何にもならず、唯々諾々雇主の勝手に定める勞働條件を甘受せねばならぬのであります。又た他の商品なら此地では賣行が悪いから外の所へ持つて行つて賣るとか、今は相場が安いから賣り控へて値の出るのを待つとか云ふことも出來ますが、貧乏な勞働者、勞働以外に收入を得る道のないものには其れは出來ません。外の處へ行くには旅費が要ります、轉宅料が要ります、子供の學校を轉じなければなりません、中々以つて容易に出來ることではありません。而して勞働は一日働かなければ、其れだけ永久無駄になつて仕舞ふので、足の早い魚・腐れ易い植物見たやうなもの、否モツト怪しいもので、是非一日々々と力を出し、其出しただけつづつ片づけばから賣つて行かなければならぬものであります。又他の商品のやうに需要の増減に應じて供給を増減して、價格の下落を防ぐことの殆んど出來ないものであります。勞働者は生きて居る限り、而して財産も何もない限りは、是非勞働を賣らなければならぬもので、需要が減つたからとて俄かに勞働の供給を減らすことは出來ないのです。従つて勞働の價即ち勞銀の高さを、自分の力で調節することが出來ず、雇主の定め次第に従はなければならぬのです。

雇主は強者、労働者は弱者

右の次第ですから、労働契約を結ぶに方つては、雇主は常に強者であり労働者は常に弱者であります。名は對等・自由ですけれども、實は一の強制・壓迫に外ならないのです。然るに法律上對等自由と認めるから、其如くある可き筈だ、之に干渉するのは契約の神聖を害し、民権を蹂躪するものだ杯と申すのは、空の又た空なる僻言であります。即ち今日は、自由労働制度の時代だと申しますけれども、其は名義上の話に過ぎないので、實質の上には、依然として、非自由制度が行はれて居るのであります。此が労働問題の依つて起る第一の原因たること、誠にブレンタノ先生の御論の通りであります。而して其が又た労働の能率の増進を大に妨げて居るのであります。

矛盾一掃の急要

ソコで此の矛盾を取去つて、眞に名實相合ふ眞の自由労働制度を實現することが、労働問題解決の第一要件でもあり、また労働能率を高めるにも甚だ肝要のことでもあります。名義だけでも自由を與へた爲め、少くとも其當時に於ては、労働の能率を高めるに甚だ有効でありました。されば、我々は其の爲めに苦戦

せられた十八・十九世紀の先輩の事業を更に完成すべく、實質上にも、眞の對等自由の行はれるやうに勉む可き重大な任務を荷つて居るものであります。

契約自由の原則破る可からず

此大問題の解決は、今日の法律上の原則其ものを變更することには存して居ません。如何したら其原則が實際にも行はれるやうになる可きかを工夫することが要點であります。何故法律で認めたことが行はれないかと申せば、労働の給付即ち勞務は、労働者の人格を離れるとの出来ないもので、其労働者は多くは負しい爲め雇主と對等の力を持って居ないからであります。此點は労働者一人々々が雇主と對向して居る間は、何時まで経つても決して變りません、又變へようと思つても、變へることは出来ないのです。其れならば、國家の力を以て雇主を抑へ付けたらと云ふ人もありますが、労働條件に就ては其は既に各國に於て行つて居る處で、即ち社會政策労働保護立法等は其事を致して居るのですが、抑も契約の締結其事に付て雇主を掣肘すると云ふことは、今日の民法の原則を打破することになるので、中々容易に行ふ可きことでもなく、又た行はれる見込も立たないのであります。少くとも、今日現在に於ては、其はいけないことゝ認められて居ります。我々は何處までも契約の自由と云ふ大原則は之を遵奉して行かなければならないの

であります。社會主義者中には、契約の自由を撤廢せよと主張する者もありますが、此は角を矯めんとして牛を殺すに類する所業であります。今日の弊害は契約自由の原則の爲めに起つたものではありません。否却つて其原則が名のみで事實に行はれないから弊害が起り、社會問題が喧しくなつて來たのであります。

要は眞正の自由、對等の實現

ソコデ、契約自由の原則を嚴守して、其實を擧げしむるには、一人々々の労働者をして優勢なる雇主に對向せしむることを止めて、契約の締結及び其履行、其解除に就て労働者を協同せしむるのが第一の急務であります。一人々々では弱い労働者も、多數團結しますれば、雇主と對等の力を得るやうになります。雇主は一人で何十人・何百人・何千人の労働者を雇ふのであります。其一人々々は全體の相手方の何十分の一・何百分の一・何千分の一にしか當らないので、其を雇主に對向せしむるのは、抑も無理千萬な話であります。然るに其何十・何百・何千の労働者が團結して一體となりますれば、恰も雇主と對等の力のある相手方となりますから、強者が弱者を壓迫すると云ふ弊は大に除かれます。其れが本當の對等でありま

團結は力なり

今日の有様は、子供と大人とが角力を取るよりもモット懸隔のある者同志を取組まして居るので、甚だ間違つたことであります。又た一人々々では其日暮らしの貧乏人であつても多數集りますれば、互に緩急相助け合ふことが出來て、貧乏なるが爲に、不當の壓迫を被つたり、労働を捨賣にしたりすることも大分少くなります。英國の労働組合の如きは組合員が絶えず醜金をして之を積んでありまして、中には莫大な資産を有つて居るものもあります。同盟罷工などの場合には、其資産がありますから、可なり長く續いても、食へるに困らないで、自己の權利を十分に主張することも出來るのであります。契約の自由を力説した英國の經濟學者の中には、労働の團結に極力反對した人もありましたが、今日となつては殆んど一人も左様な間違つた考へを持つ人は無いやうになりました。何れも團結の力の大きなこと、大體に於て其が労働者の爲にも、國の爲にも、有益のものであると認めて居ります。我邦では未だ以て中々左様な所まで進んで居りません。はき違へた自由論一點張の人が尠からずあります。誠に憂ふ可き悲しむ可き事でありませぬ。

團結の自由

各國の政府に於ても、労働者保護の爲めには色々な施設を爲し乍ら、久しい間、労働者に團結の自由を許してありませんでした。乍併其は却つて労働に關する紛争を繁くし、社會に迷惑を與へる所以であることが、誰人の目にも疑ひないこととなりました結果、今日の文明國では我日本を除いては、何れも労働者に團結の權利あることを認めるやうになりました。

日本でも此の權利を否認しては居ないと云ふ人もありますが、治安警察法第十七條が存する限り、其れは嘘です。尤も獨逸などでは往々其權利に束縛を加へようと試むる者がありまして、先年も『労働希望者保護法案』なるものが議會の問題になりました。此法案は労働を希望する者が團結の爲に其自由を拘束せられるのは宜しくないから、團結の壓力に對して此等希望者を保護せねばならぬと云ふ、一寸聞くと如何にも尤も千萬な言前を理由とするのですが、事實は團結打破の手段に外ならないのであります。幸に正論が勝を占めて、右法案は廢案となりました。

更に一步を進む

労働者の團結には色々ありますが、其代表的なものは働勞組合（トレード・ユニオン）であります。此組合にも弊害は尠からずあります。乍去公平に觀察すれば、其功は其過を償ふて十分に餘あるものであります。労働者の權利を擁護し、其地位を向上せしめ、從つて其の能率を高めるに與つて、甚だ功績

のあつたものであります。乍去今日に於ては、唯だ労働團結を作つた丈けでは十分ではありません。雇主と對等の力は得ましても、雇主との間に圓滿に協議が纏らない場合には、實力に訴へる外はないので、即ち同盟罷工に依ることになります。雇主が頑冥不靈で外に仕方のないときは同盟罷工も事實不得止こともありますが、理想としては、同盟罷工は之を根絶することを勉めなければなりません。其方法としては労働紛争仲裁・調停の機關を設けるのは甚だ有力有効であります。其等の機關をして十分に有効ならしめるには、事の起つた後に着手するよりも、出来る丈け未然に紛争の原因を除き去る方が遙かに宜しいのであります。

協約労働制度

ソコデ、労働紛争の原因を未然に防ぐにも最も有力な方法は、所謂労働協約是れであります。茲に労働制度の第三種として、協約労働制度なるものが起つて參つたのであります。此制度は極く新しいもので其稍々擴がつたのは十五六年以來のことです。此制度に就ては、私は數年前二三の論文を公けにして紹介致して置きました。何れも『經濟學研究』に收めてあります。其後民法學者及經濟學者中此事を論ぜられる方も追々見受けるやうでありまして、殊に關博士は屢々有益な研究を公けにして居られます。志ある方は博士の

『工業政策』と云ふ著述を御覧なされることを御すゝめ致します。

労働協約の説明

労働協約と申すのは、契約の原則を打捨てるものではありません。労働者と雇主との關係を契約關係と認めることには少しも違ひはないのであります。唯弱い個々の労働者が成る可く對等の地位に立つて、雇主と契約を結ぶことの出来るやうに、大體の範圍を豫め團體の手に於いて定めて置くのであります。其れが即ち協約であります。此協約は恰も國際貿易に就て國と國との間に通商條約を結んで、輸入(及び輸出)の關稅率を定める其關稅協定に甚だ似たものでありまして、労働者の團體と雇主の團體と互に熟議協定致して、労働條件の一々の場合に就いて豫め大體的に定めて置くのであります。各労働者は其協約の範圍内に於て雇主との間に其々個別契約を結ぶのであります。故に雇主の實力が如何に強くとも、其協約の最低限以下に下すことは出来ず、又反對に労働者が如何に強請しても、其最高限 但し此れは定めぬ以上の上るとは出来ないで、相互の懸引は、協約の認めた範圍内限りに行はれるのです。而して此協約は或は十年・五年・三年・一年と云ふやうに期限を定めて有効とし、其有効期限が終れば又相談の上で、新たに協約を作ります。有効期限内は妄りに變更することを許さないのであります。従つて其間には同盟罷工の如

きは先づ以て行はれないのであります。但し特別の事情が起れば、無論左様とは限りません。大體に於ては、協約があれば、其範圍を超えざる限りは、同盟罷工をしないと云ふことを労働團體に於て誓言しますから、雇主の方に取つても、甚だ安心であります。

協約制度の缺點

此の協約制度にも缺點はあります。第一、協約の期限が切れて、新しい協約を結ぶときに、雇主團體と労働者團體と意志が圓滿に一致すれば宜しいが、其一致を缺くときは、紛争が起ります。其紛争は或は場合によつては、従前よりも更に大げさであるともあります。第二、萬一雇主又は労働者が協約を無視した時に法律上何等の制裁がありません。法律は契約を認めるのみで、協約を契約と認めませんから、其間に疑義が起るを免れません。瑞西の新債務法では此協約と名けて居ます。に、法律上の制裁力を認めることにしました。即ち同法第三百二十二條には『雇主又は雇主團體と労働者又は労働者團體との契約に依り雇主及労働者間の労働關係に付き一定の規定を設けることを得』とし、第三百二十三條には『共同労働契約に従ふ可きことを約したる雇主及労働者の締結したる雇傭契約の規定にして、其共同労働契約に定めたる條項に牴觸するものは之を無効とす。無効の規定は共同労働契約の當該規定を以て之に代ふ』としてありま

す。他の民法には此の如き規定は未だありません。第三、經濟界の事情に激變の起る時、例へば此度の戦争の場合の如きに於ては、三年も五年も前に定めた協約を墨守するとは、實際上甚だしい不都合を生ずることがあります。イクラ詳細に定めて置いても、獨逸や英國の協約、殊に印刷業に於ては、極めて詳細な根本的の事情が變動して來れば、何にもならなくなります。第四には規定の技術上種々困難な問題があります。一地方限りの協約にす可きか全國に涉つた協約にす可きか、各工場毎に別に協約す可きか、一工業全體に涉りて協約す可きか、中央委員會は何處に置く可きか、期限は如何に、又其期日を何月にす可きか、春から夏までとか春から夏までと、制裁は如何に規定す可きか等中々面倒な問題があります。第五に、重大な事柄は労働紹介周旋の問題です。雇主も労働者も共に大きな團體を作りますから、其運用如何によつて、労働市場を獨占的に左右し、労働の周旋に就て或は雇主のみが自家に都合よき事をすることもあり、労働者側のみが得手勝手な事をすることもあり。其れが同盟罷工の場合に大いに重大となります。労働者側の強いときは、同盟罷工のある工場や業務には、全く新しい労働者の行くことを妨げることも出来ます。反對に雇主が強ければ、ドシ／＼新しい労働者の供給を得ますから、同盟罷工をやられても餘り困らぬことになり。其他紛議調停の機關の事も重要な問題で、其機關にして十分に具備して居なければ、折角協約は出來ても實際餘り役に立たないこととなります。

協約主義の普及

此くの如く、協約の實行に就ては、未解決の問題も多く、困難を感じることに一再して止まらないので、其にも拘はらず、英國を始め歐・米・濠、諸國に於て、此の協約主義の實行は長足の進歩を遂げつゝあるのであります。近年の調査によれば、英國の如きは、協約の件數二千件に近く、此れに屬する労働者の數は三百萬人にも上つて居るさうであります。獨逸では、件數はズツト多く七千件にも及んで居ますが、關係労働者の數は百萬内外です。

協約に関する法律上の規定

従つて各國共に公法又は私法中協約に關して若干の規定を設けて、之を法律上にも認めるやうになりました。即ち千九百四年の濠共和國労働調停仲裁條例の第四・五兩條の規定があります。是は公法的に規定したのです。千九百年瑞西・ジュネーヴ州の法律も公法的規定です。奧太利でも公法的に千九百七年の工業條例改正の際若干の規定を致しました。之に反して私法の上には協約を認めたのは、前に申した千九百十一年三月三十日の瑞西債務法第二百二十二・二十三の兩條です。第三百三十條も關係があります。和蘭労働法 千九百七年七月十三日の規

定も性質上は私法的であります。私は協約は是非私法の上にも認めるやうにならねばならぬと信じて居ります。英國は實際上協約の母國とも申す可き國ですが、未だ法律を規定して居りません。佛國では千九百年ブリアン卿が草案を提出致しました。然し乍ら此度の戦争でも濟みますれば、各國とも労働問題に苦しめられることになるでありませうから、労働協約の機運は更に熟することゝ存じます。獨逸では、戦後の新施設として、始めて其の規定を致しました。即ち千九百十八年十二月二十三日の労働協約令是れであります。但し其の内容は未だ不十分なものであつて、猶十分の追加改正を要するものであります。

契約より協約へ

メーンと云ふ英國の大法學者は嘗つて、法律進化の大勢を要して云へば『身分より契約へ』と云ふ一語に盡きて居ると申されましたが、私は其真似をして、今日は更に『契約より協約へ』と申す可きであらうと申したことがあります。此趨勢は益々進んで來たやうに考へて居ります。但し我邦は中々左様云ふ所まの遙かに後れて居るのを進める工夫を致す可きことかと存じます。さうすれば労働制度の第二種として、新たに協約制度なるものが、段々普及して參ると申上げても大して差支ないことゝ存じます。これで労働制度の

話は 大略終りました。

第三十章 労働の組織

本章の問題

労働能率を左右する社會的條件の第一は労働の組織であります。労働の組織とは労働の分合のことです。労働を分つことを分業と名け、労働を合せることを合業と名けます。分業と合業とを併せて、労働の組織と申します。

分業論の由來

従來の經濟學に於ては、主として重きを分業の方へ置きまして、分業が労働の生産力(効率)、能率を高めるに莫大の作用のあることを力説致します。經濟學と云へば分業を聯想し、分業と云へば直ちに經濟學を聯想すると申しても差支ない程、分業論は經濟學の附物となつて居ります。今日と雖も未だ左様であり

ます。近來社會學に於ても、分業のことを少しは論ずる様になりましたが、之れを經濟學の分業論に比ぶれば、餘程不十分なものであります。斯く分業論が經濟學に於て重要視せられ従つて其研究の進む様になりましたのは、前にも一寸申上げて置いた通り、全くアダム・スミスの力であります。スミスは國を富ます源は勞働の生産力を高むるにありと説き、而して勞働の生産力を高むる第一の條件は分業の發達であると主張致したのであります。彼は其の分業論を『國富論』の卷頭に掲げて、之を重要視する趣意を十分明かに致して居ります。彼は經濟學の父たると共に、分業論の父と申しても差支ないのであります。

『國富論』以前の分業論

乍併分業の事を論じたのは、決して彼が最初ではありません。否遠く希臘のアリストテレス其の他の學者は分業のことを論じて居ります。殊にスミスと同時代の學者中分業に論及した人も彼是であります。即ち佛蘭西のチュルゴは、千七百七十年に著した『富の形成及分配』と云ふ書中分業の事を述べて居ります。而して佛國の學者殊にデュボン・ド・ヌムールと云ふ人の如きは、スミスには獨創の説は一つもなく、皆チュルゴを祖述したに過ぎない杯と申して居ります。分業論以外の點に就ても、此説は御國自慢の僻説たることは、今日は殆んど疑ふものはないのであります。スミスの分業論はチュルゴ説の燒直しで

あるなどとは、兩者の論ずる所を一寸比べて見ても、直ぐ其妄なることが知れるのです。次にスミスと同國の蘇格蘭の哲學者、アダム・ファーガソンと云ふ人は千七百六十七年出版の『人文社會史論』と云ふ著書の第四篇第一節に『技藝及職業の分立』と題して分業論を載せて居ります。故にマルクスはアダム・スミスの分業論はファーガソンから學んだものだと申し、又たブヒアー先生もスミスは其論の要點をファーガソンから取つたと申して居られます。

スミスの分業論は他人の説を取りたりとの説

成程『國富論』は千七百七十六年に出版されたものですから、ファーガソンの本の方が九年も前に出て居る譯であり、チュルゴの本も六年前に世に公けになつて居るので、後から出て来たものが前に出て居るものと同じ様な事を載せて居れば、一寸考へると、如何にも眞似をしたか、取つたかとも思へますが、實は此は事實に當らないのであります。其次第は『國富論』に載せてある分業論と要點に於て同一の分業論をスミスは其久しい以前から、グラスゴー大學での講義中に述べて居るのであります。即ち今から二十年計り前に初てキアナン氏が編纂して公けにしましたアダム・スミスの講義筆記 千八百九十六年牛津ク年計り前に初てキアナン氏が編纂して公けにしましたアダム・スミスの講義筆記 ランドン出版局出版 なるものがあります。此は千七百六十三年に當時スミスの一聽講生であつた某人が筆記して置いたものを

上梓したのであります。而して此筆記の中にスマスは稍々詳しく分業を論じて居ります。即ち年代から云つても、チユルゴー、フアーガソン兩人の書より以前に屬するものであります。マルクス生存中には無論如此筆記のあることは誰も知りませんでした。プヒアー先生は恐らく此書の存することを忘れられたか、知らなかつたか何かであります。兎に角此筆記が出版されて居る今日は、マルクスの説もプヒアー先生の説も、最早成り立たないのであります。よしまた假りに、スマスの方が後であつたにしても、彼の論はチユルゴーやフアーガソンの論に比すれば、更に詳密でありまして、彼が獨創の思索から出て居る部分が甚だ多いことは拒むことは出来ないのであります。

『蜜蜂物語』の分業論

尤もスマスとても一から十まで自分の獨創の意見のみを述べた譯ではなく、先輩の説を参考した點も尠からずあります。其中で最も多く彼に材料を與へたものは、私の考へでは、マンデヴキユと云ふ學者の『蜜蜂物語』と云ふ書物ではないかと思ひます。マンデヴキユと申す人は生れは和蘭の人で醫者でありましたが、何時頃よりか英國へ渡つて參つて英國人の様になつて仕舞つて種々英語で書物を著はしましたが、千七百五年頃に『不平を鳴す蜂の群』と云ふ一篇の諷詩を公けに致しました。其から數年の後千七百

十四年に、此詩に註釋様の文章を附け加へ『蜜蜂物語』と云ふ外題の本にして公けに致しました。私は計りのものは見ませんが、千七百十四年版の物語の第一版は先年倫敦で手に入れました。其後千七百十五年・同二十三年・同二十八年本あり等と續續版を重ね内容も幾分づつ増補しまして千八百六年には第十一版が出版されて居ります。當時大に世上の物議を惹起した有名な本で、悪く言ふ人は世道人心に大害のあるものだなどと申して痛く非難致しましたし、有名な哲學者バークレー僧正の如きも特に駁論を公けにしたほどでありました。其故はマンデヴキユは個人として不徳な所業も、却て社會の益となると云ふことを唱へたからであります。彼は極めて皮肉な諷刺家で態と人を驚かす様なことを唱へたのです。然し其書の中には中々該博な又た緻密な思想も述べてありまして、兎に角一代の奇書と申す可きものです。此書第二篇の中に分業のことが彼是論じてありまして、其文句がスマスの論に似て居る所があるのです。スマスは必ず此書を読んで得る所が多少あつたものと見えます。然しチユルゴーやフアーガソン等何れもスマスと時を同うして、分業の事を説いて居りますのは、畢竟其時代に於て分業の效用が著しく右の人々の様に深く社會の實狀を研究した先覺者に於ては、之を看道す可らずと認めるに至つた爲めであると申す可きと存じます。

スマス以後の分業論

兎に角スミス一度出でて後は、分業に就ては彼の説いた所が殆ど其儘に行はれて今日まで續いて参りました。凡ての經濟學者は彼の説を祖述する一方で、之に新しい研究を付け加へたものは一人もないと申しても差支ない有様でした。獨逸のリストと云ふ人は一新説を立てたやうに云はれて居りますが、私の見る所では、一向進んだ所はないやうです。

マルクス新紀元を開く

トコロが茲に一人、アダム・スミスとは大いに違つた着眼點から此問題を研究した學者が出ました。其は別人でもありません。カール・マルクス其人であります。マルクスは、其『資本論』に於て、彼獨得の分業論を説いて居ります。元より彼はスミス其他の先輩學者から得る所は少くはなかつたのであります。が、彼が分業其ものを見る見方に至つては、殆んど前人未發と申しても差支ないのであります。即ち彼は分業と云ふ事丈けに着眼せず、更らに眼界を廣くして協業の方から説いて、分業を協業の一方面として見て居るのであります。而してアダム・スミスは國富の増進・富の生産の増加と云ふことを出立點として居りますが、マルクスは勞働の社會的行程を以つて出立點として居るのであります。

マルクス分業論の著想

マルクスは申します。商品の價は勞働の能率に反比例する。能率高まれば、生産費は減じて商品の價は低くなり、其反對に能率が低ければ生産費は高むから、商品の價は高くなる、之に反して、相對的餘剩價値は、勞働能率と正比例する、能率高まれば、勞働者の生活資料の價値が低くなり、従つて勞働力の一當りの價値も低くなつて必要的勞働時間の數は減する。然るに一日の勞働時間總數は依然前の通りであれば、餘剩勞働時間は右に比例して増す。乃ち相對的餘剩價値 必要的勞働時間が減するも總勞働時間の變らなにおきました。は、又た其比例を以つて増すのである。だから資本主は常に一生懸命になつて、勞働の能率を高めることを勉めるものである。何故となれば、能率が高まれば、彼れの生産する商品の價値が下り（生産費が減少し）従つてまた勞働者をも安くして、其結果相對的餘剩價値として自分の懐に入るものが殖えるからである。マルクスは自説を確める爲に、千七百五十二年出版の『穀物輸出獎勵金廢止論』と云ふ書物から次は下落す可し。『商業の利益から云へば、穀物其他凡ての生活要品が出来る丈け安い方が宜い、生活品が高ければ、勞働も亦高くなる。』又千八百三十四年出版の『競争及協業優劣論』と云ふ書物から『勞銀は生産力の増加すると同じ比例で減するものである。機械は生活品を安くすると同時に、又た勞働者をも安くするのである。』と云ふ一句を引いて居ります。詳しくは『資本論』第一卷第二百八十四頁にあります。

資本主は絶対價値を目的とせず餘剰價値を目的とす

資本主は其生産する商品の絶対的價値（即ち價値の總額）が何程であつても頓着することはない。高く生産したものは高く賣り安く生産したものは安く賣る丈けのことである。資本主の懐に關係するのは絶対的價値ではない、餘剰價値である。生産する物の價値が多くても、餘剰價値が少くれば、彼の利は少い、生産する物の價値が少くても、餘剰價値さへ多ければ、彼の利は多いのである。トコロが餘剰價値の多少は労働能率の高低に正比例し、商品の價値は能率の高低に反比例するのであるから、資本主は何事を惜いでも、労働の能率を高めることに熱心するのは當然である。

資本主が能率増進を欲する動機

トコロが、資本主に取つては労働の能率を高めると云ふことは、労働者一日の労働時間を短縮することを目的とするのではなく、一定の分量の商品を生産するに要する必要的労働時間を短縮するのを目的とするのである。労働者には前通り十四時間でも十五時間でも働かせて置いて、其時間内に前よりも餘計の物を生産させ、其結果一定分量の商品の生産に費す時間の割合を減少しようとするので、労働者一日の働く

時間を十二時間とか十時間とかに短縮してやらうなどとは、夢にも思はないのである。能率の増進は労働者の幸福や利益を圖る爲に之を希ふのでなく、全く自分の懐を肥したいから希ふのである。だから働く時間は減らさないで、而かも其間に生産する効程を多くしようとして能率の増進を圖るのである。

マカロツク等の言

乃ち英國の資本家本位の經濟學者マカロツクだとか、ユーアだとか、シーニョアだとか、其他有象無象の輩が資本家の工夫によつて、労働の能率の高まつたに對して、労働者は深謝せねばならぬ。而して其謝意を表する爲に今迄十時間働いて居たものも向後は十五時間も働くやうに心掛けねばならぬと説法して居るのである。實に資本制生産に於ては、能率の増進と云ふのは、労働者が自分の爲に働く時間、即ち必要的労働時間を減らし、資本主の爲めに無代で働く時間、即ち餘剰労働時間を増さうと云ふ事に歸着する外はないのである。

能率増進の手段としての協業

然るに、右の様に商品の價値を引下げ、従つて労働者の生活費を減ずると云ふことが起らないで、猶資

本主の得る相對的餘剩價値を増す方法がある。其は即ち協業（マルクスは此を Kooperation と名けて居ります）である。多數の労働者を同一の時に同一の場所へ集めて資本主の指揮の下に、同一物の生産に従事せしめると労働の能率は高まるのである。今日の資本的生産組織は、此く協業によつて労働の能率を高め、従つて労働者に自己の生活を支へる以上に、澤山の餘剩價値を生ずるやうになり、其餘剩價値を資本主が皆自分に收め得るやうになつたから起つて來たのである。

協業と資本制組織とは因縁深し

故に協業は資本制生産組織を喚起した原因であり、又た協業の發達は資本制生産組織が起つてから之を見ることが出来るのである。資本制生産組織の起つたときは技術上何等進歩を持來したわけではない。依然として昔の手工業時代の技術を其儘に襲踏して居たのである。唯協業を行ふと云ふ點が全く違つて居たのである。協業を行つた爲めに、労働行程の條件に大革命を齎したのである。此れがマルクスの協業論の説き出しで、又た分業よりも協業を先きに且つ重く見る所以であります。彼は分業は畢竟協業の作用を更に遺憾なく發現せしむる一の方法であつて、分業に基く協業は、協業の發達した形であつて、而して所謂『マニユファクチュア』家内工業から工場工業への中間に起つた初期の工場制度のことを申します。に於て最も著しく現はれたのである

と申して居ります。

此點はブエヒア先生の經濟形態論やゾムバルトの企業發達論に殆んど其儘繰返されて居ります。何れ後段に詳しく申上げます。

分業論の二大典型

マルクスの以上の論は、分業の研究に一新紀元を開いたものでありまして、アダム・スミスの論と兩々相對して分業論の二大典型と申して大過ないのであります。英獨佛の經濟學者の大部分は兎角マルクスを他人扱に致して、其誤謬を非難することは甚だ無遠慮であり乍ら、其説の可なるもの、勝れたるものに就ては、見て見ぬ振、聞いて聞えぬ振を致します。中にはてんでマルクスの説を知らぬ人もあります。知つて居ても窺かに其説を取つて之を換骨奪胎して自説として仕舞つて、マルクスに負ふ所多き旨は一言半句も吐かないか、又は其説が良くともマルクスの説だからとて、頭から毛嫌するやうな人が尠くないのであります。マルクス自身は極力排撃する經濟學者の説を深く研究して居るのであります。恐らく彼時代代學者で英佛經濟學書を彼位廣く讀んだものは他にありません。此點は深く敬服する外はありません。ゾムバルト氏はマルクスに負ふ所多きを明かに公言して居られますが、ブエヒア先生は全くマルクスを度外に置いて居られます。然し私は先生の分業・協業論に就て随分永く考へて見ました結果、先生は少くとも着想の上に於て、マルクスの研究から益を享けられた點が尠からずあるやうに存じて居るのであります。

スミスは分業に論を起し、マルクスは協業に論を起し、兩者相俟つて茲に勞働組織の研究は始めて完きを得るのです。此點は同學者の間に少からず御異論がある事と存じますが、私は斯く信じて居るのです。

マルクス以後の分業論

マルクス以後分業並に協業に就ては經濟學上別に勝れた説を立てた人もありませんでしたが、社會學の上からは、獨逸のジムメル、佛蘭西のデュルケム等が多少有益な研究を試みました。又た經濟學者としてはシユモラー氏の分業に關する研究もあります。乍去シユ氏の研究は經濟學の範圍に屬するよりも、矢張社會學及生物學の領分に屬するもので、而かも隨分獨斷的な議論も少くないのであります。

シユモラー分業論の弱點

其最も甚だしい一例をあげて見ますれば、シユ氏が分業は遺傳するものである。貧富の懸隔は分業の結果たることが多いと主張して居るが如き是れであります。社會上の分業が成立して人々夫々異つた業に従事して居ると、其業に適當する才能や性格は親から子、子から孫へ遺傳して行つて、大工の子は大工、官吏の子は官吏と云ふやうに、自ら世襲的になる傾きがあると申して居られます。尤も我邦の俚諺にも、蛙

の子は矢張蛙とか、瓜の蔓に茄子は生らぬとか申すこともある位で、左様云ふ事實も無論あります。併他方には鳶が鷹を生むと云ふこともあります。又た實際に於て貧富は分業の結果たるよりも寧ろ其の原因であります。分業によつて、人の才能・技術に自ら優劣、適否が出来るから其考れるものゝ適せざるものが貧乏に甘ぜねばならぬとも無論ありますが、大抵の場合には、貧であり財産がない爲め、勝れたる才能を發揮する事が出来ず、優等な分業に従ふ事が出来ないのです。貧者に富を與へれば今迄出来なかつたことも出来る様になることが多くあります。諺にも『貧は諸道の妨げ』とも『貧すれば、鈍する』とも申します。マーシアル氏は、貧乏は罪惡の結果ではない、却つて其原因であると申して居られます。シユ氏の説より此方が中つて居ります。少くとも、シユ氏の説は常識上の雑談としては兎に角、學問上之を一の原則として主張するに至つては、獨斷も亦極まれりと申さねばならぬのです。此事はブヒアー氏が詳しく論駁して居られます。私はブヒアー氏の説に悉く服するもので、シユ氏の爲に甚だ惜むのであります。

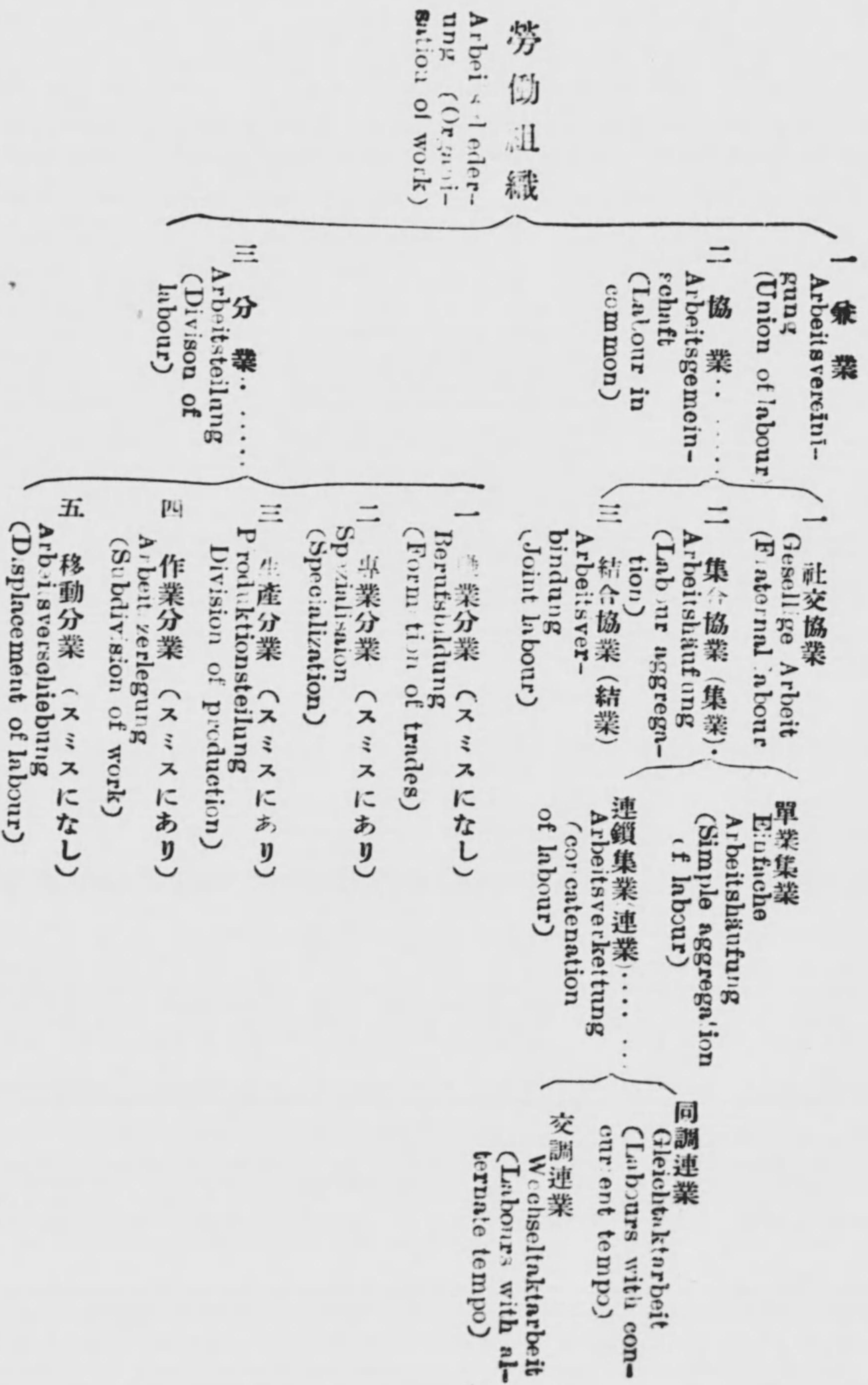
ブヒアー勞働組織論を大成す

右様の次第で、マルクス以後勞働の組織に就ては別に取り立て、掲ぐ可きほどの研究もなかつたのです。が、ブヒアー先生に至つて、兩者の研究を綜合し、之に新しい研究を加へて、勞働組織論に更に一新面

目を開かれたのであります。先生はマルクスの説には全く論及せず、アダム・スミスに就てはフアーガソンの説を取て之を潤色したものだと言ふやうに申して居られますが、私の見る所では、ブユ先生の説も一から十まで先生の新説とは申されないで、スミス及マルクスに得る所は中々多いやうに存じます。兎にも角にも先生に至つて、従来の研究は粗成の域に入つた一事だけは疑ひを容れないのであります。以下先生の御説を本とし、之れに私の考へを附け加へて御話申上げませう。

労働組織の分類

ブユ氏は労働の組織を兼業・協業・分業の三に分けて居られます。私は兼業と協業とを合せて之を合業と名けて、分業と対立せしめた方が宜しいと存じます。即ち労働の組織は大別すれば、合業と分業とあつて、合業を更に分けて兼業と協業とするのであります。今後の説明を一目瞭然たらしめる爲に、ブユ先生自ら作られた分類表を次に掲げて御覽に入れます。私の譯語が當を得て居らぬかも知れませんが、先生の原語とウキケツト氏の英譯語とを傍書して置きました。ブユ先生の御論は『國民經濟の成立』と云ふ有題した第十三版(千九百十九年出版)には第一集第三百三十七頁に載てあります。ウキケツト氏の英譯は、『産業進化論』と題し、千九百一年に出版されました本で、分類表は第三百十五頁に載てあります。何れも容易く得られる本ですから、原文の讀める方は一應御参考なさることを御すゝめ致します。



勞働の組織と土地の耕作法

勞働の組織とは、勞働と仕事との調和を圖る組合せの謂であります。此組合せは、初めは生活の保全の爲に起つたのであります。乍併人間の經濟生活が稍々進んで來ると、専ら能率の増進の爲めに、此組合せが行はれるやうになります。仕事が少くて、勞働が餘つても不調和を來します。其の反對に仕事が多くて勞働が足りなくても、亦た不調和が起ります。今日に於ては、後の場合の不調和の方が多く、従つて、能率の増進を主とする組合せが甚だ發達して來たのであります。恰も土地の面積が十分にあつて、養ふべき人口が未だ少い時分には、別に集中的の耕作を營んで、豊度を高める必要はありませんが、人口が殖えて土地の面積が不足するやうになりますから、種々工夫を凝らして土地の豊度を高め、其收穫力を殖やす必_{ひつ}が起る如くです。

土地に就ての豊度の増進は即ち勞働に就ての能率の増進であります。勞働の能率は土地の豊度に該當する者です。故に能率のことを豊度と云ひ豊度のことを能率と云ふこともありませぬ。土地の豊度は耕作法の進歩、就中集中的農業を營むによつて高められます。其如く勞働の能率は社會的には、勞働の組織を進歩せしめて仕事と勞働力とを調和し、勞働をより集中的にするによつて高められるのです。故に土地に就て耕作法の研究の必要なるが如く、

勞働に就ては、勞働組織の研究が必要であります。唯だ其れが耕作法の進歩と異なる點は、勞働の組織は初めは、能率の増進よりも寧ろ生活の保全の爲めに起つたのですが、能率の増進を主とするやうになつて、長足の進歩を遂げたことは是れであります。

分量的不調和と品質的不調和

さて仕事と勞働との不調和は、品質的不調和と分量的不調和と二様あります。分量的不調和を取除く勞働組織は合業（兼業及協業）であります。品質的不調和を取除く勞働組織は即ち分業であります。我々の經濟生活の發達の上から申せば、先第一に感じた不調和は分量的不調和でありまして、品質的不調和は人間の經濟生活が餘程進んで來てから後に感ぜられたのであります。故に勞働の組織は先づ合業から起つたので、分業の發達は可かり後のことであります。

分量的不調和の第一種

分量的不調和には又た二様あります。第一は仕事の方が少くて勞働力の方が多い場合であります。恰も原始生活に於て、人口未だ稀少で土地は有り餘る程有るが如き状態であります。此場合には、勞働能率を

高める工夫よりも、寧ろ其の全効程を多くする必要が大であります。即ち土地の豊度を高める必要よりも寧ろ人口の増殖を必要とするのと同様であります。茲に勞働と土地との大なる差異が存して居るのです。土地は之を使用しないで抛つて置いても別に困ることはありません、土地は矢張依然として存して居るのであります。然るに勞働者は左様は参りません。仕事がないからとて遊んで居れば生きて行くことが出来ません。何とかして、生活を支へて行ける丈の仕事を見付けなければ、死んで仕舞ふか、極く苦しい暮らしをするか、何れにしても甚だ困るのであります。従つて人間文明が極めて幼稚であつて、何等勞働の社會的組織の存しない時代でも、人間は生活の資料を得られる丈の仕事を得る爲め、即ち生活保全の爲めに、勞働の組織を作るもので、此れが抑も勞働組織の發端であります。其は即ち兼業であります。兼業とは、一人の手に色々な仕事を兼ねて、兎に角生活資料の得られるやうにすることを申します。

分量的不調和の第二種

第二の不調和は仕事の方が大きくて一人の力に餘る場合に起ります。餘り仕事が大き過ぎて一人の力では如何してもやれない場合もあります。又は一人でどうかかかつかやつてやれないことはありませんけれども、其れでは無用に力を要したり時間がかゝつたりしていけない場合もあります。前の場合には、無論他人と一緒になつて、力を協せてやらなければなりません。後の場合には、一人でやるより數人寄り集つて力を協せてやる方が、一人々々で各々別々にやつて居る場合より、遙かに餘計の仕事が出来る様になります。此二つの場合に協業が行はれるのであります。

兼業と協業の異なる點

他の語を以て申せば、兼業とは、色々異つた仕事を一人の手に結び付けてやることを云ひ、協業とは、一つの仕事をやる爲めに數多の人間を結び付けることを云ふので、兼業は人の爲めに起る仕事の組合せ、協業は仕事の爲めに行はるゝ人の組合せで、兼業は同一人に就て行はれ、協業は同一生産物に就て行はれるのです。言換れば、前者は主體の爲めに客體を組織することで、後者は客體の爲めに主體を組織することとあります。

分業的産業と合業的産業

兼業よりは協業の方は組織としては、進んだ形であります。然し之を分業に比べると一段下にあるものです。従つて今日に於ても進歩した産業に於ては、主として分業が行はれ、進歩の後れて居る産業に於て

は、主として合業が行はれて居ります。ですから、此點から産業を大別して、分業的産業 (Arbeitsteilige Industrie) と合業的産業 (kooperative Industrie) の二種ありと申しても宜しいのであります。

兼業の實例

今日では農家では所謂副業なるものを営みます。農耕許りでは、冬の間とか、農閑の時とかに、全く遊んで居らねばならないので手が餘りますから、耕作以外に色々な業を兼ね營んで、一家・一族の生活の保全を圖ります。西洋では農家には牧畜は必ず附き物になつて居ります。又た婦人のすることは一般に兼業で、唯一種類の仕事許りで済む場合は寧ろ少いのであります。今日の工場の工女は、唯一つの仕事しかして居りませんが、其以外の婦女は、絲も紡げば、機も織る、帛へ出る、又家事をも經營すると云ふ有様であります。次には山林業等では、殊に其計で生計を立て、行けないで他の業を兼ます。工業に於ても、手工業に於ては、能率の増進を主とする協業とか分業とかよりは、寧ろ生活保全の爲の兼業が多く行はれます。此事はゾムバルト氏が詳しく論じて居られますが、手工業と云ふものは、生計を立てる (Den Munn zu ernähren) と云ふことが第一の目的で、營利と云ふことは殆ど問題としないか、又は第二次的に過ぎないのであります。

手工業の兼業

ところが昔の手工業は一つの仕事許りでは一家族を養ふに中々骨の折れるものでありましたから、他の業を兼ねて、生活の安全を圖らねばならなかつたのです。西洋でも我邦でも手工業時代、殊に座とか組合とか云ふ制度のあつた頃には、互に仕事の範圍を奪ひ合つて、屢々騒動を惹起したのであります。工業者同志の間許りでなく、商人又は商人の組合とも範圍争ひを盛んにやつて居りました。

我邦の例

例を我邦に就て舉げて見ませう。『大乘院寺社雜事記』應仁二年 (西曆一四六八) 十月十九日の條に左の通りあります。

六方自專の訴、市座衆の内、布座與三小物座文綿賣之事相論、自此一兩年申出、自他争論之、小物座等申分は、唐物以下如レ此色々悉皆自專云々、布座申分は、モンメン者衣服類也、布と同篇也、兩方申狀令三評定、爲三六方被レ付三理於小物座三畢、今日又布座六方下知不レ用レ之、押而至三絹綿等三賣レ之、言語同斷次第也、如レ此成下處、又六方衆兩方に相分て令三引汲三之間、重而差三廿人沙汰三令三糾明三云々。

又ズツト後れて天正十一年（西曆一五八三）には

一博多打事、座中江無案内打之輩在之者、如二松長軒折紙可レ加三成敗二之狀如レ件。

天正十一 十月廿二日

博多打座中

と云ふ下知狀が『集古文書』に載せてあります。何れも座の領分争ひに關係した文書で、外にも此種のものは澤山ありまして、商工業者の領分争ひが常に絶えなかつたことを察することが出来ます。

兼業は今日も絶えず

今日でも田舎へ行けば、手工業者は一種類の仕事許りやつて居るわけに行かず、多く他のことを兼ねてやります。ブユ先生のあげて居られる通り、西洋でも田舎へ行くと、鍛冶屋が錠前屋・機械直し屋を兼ねたり、左官がペンキ屋・経師屋を兼ねたりする例は少くないのであります。又た自分は手工を営み乍ら傍ら小商内、大抵は自分の手工に關係あるものです。此頃東京の町外れなどでは、電気工をやるものなどは澤山あります。商業に於ても兼業の廣く行はれることは、田舎へ行けば一軒の店で何から何まで、村人が要りさうなもの皆賣つて居ることは誰も知つて居ることです。今日でも荒物屋と云ふ調法な商賣があります。

或種類の商品許りを商つて居ては、一軒の店が張り切れないのであります。都會なれば其れが出来ますし、段々専門商賣が殖えて來ます、其れでも未だ萬屋の跡は絶えないのであります。話は少し違ひますが自由職業も同じことであります。昔は御寺の坊さんが同時に寺子屋の御師匠さんで、又た村人の代書屋もやり、或場合には戸籍吏もやりました。今日でも田舎の御醫者は内科も下科も眼科も耳鼻科も皆やらねばなりません、専門醫の成り立つて行けるのは都會の地許です。學問でも左様で、昔の御師匠は、經書の素讀も、手習も・算術も・否詩作・作文・果ては占ひまで兼ねてやつて居りました。今日の學校の先生でも、極く専門に限つてやることの出来るのは、大きな又は程度の高い學校の話で、程度の低い學校、小さな學校では、何から何まで教へなければなりません。同じ大學と申しても官立では極く専門に限つてやつて居ても、私立大學には随分八宗兼學の大家が居られます。要するに仕事の方が人よりも少い場合には、生活保全の方が大事で、従つて勞働の組織は専ら兼業のみが行はれるのです。

協業の意義及其の種類

之と反對なのが協業であります。協業とは前申上げた通り、一人々々の力に及ばないことを大勢の人を集めて成し遂げることであります。而して一人の力に及ばないと云ふに三つの異つた場合があります。第

一は、労働者が長時間一人で働くことが精神上堪へられない場合、第二は労働者一人の體力が堪へられない場合、第三は技術上必ず他人の協力を得なければ出来ない場合、是れであります。第一の場合に起る協業は社交協業であります。第二の場合に起るのは、集合協業と申します。第三の場合は、結合協業略してであります。

社交協業の説明

社交協業は仕事其ものに就て別に協業する必要はなく、一人でポツ／＼やつてやれないことはないのですが、多人數寄り合つて夫々自分の仕事をやりますと、互に刺戟せられて仕事が捗るのです。つまり他人と社交的に一ツ所で仕事をやると云ふ丈ですから、社交協業も宜しいでせう。と名づけたのです。無論此れは仕事の性質にも依ること、傍らに人が居ては却つて邪魔になつていけない仕事もあります。精神上の仕事は大抵左様です。藝術家とか・學者・文學者とかは、兎角孤獨を好むものです。然し同じ讀書でも下宿へ歸つて讀むと欠伸が出たり眠くなつていけないが、圖書館で讀むと氣が引締つて捗るなど云ふ人も随分あります。子供等は家で復習させるときには、一枚の手習一頁の讀本に中々手間が要りますが、學校へ行くと別人の様になつて、行儀正しく熱心に先生の教へを守ります。まして手先の仕事には斯う云ふ

ことは澤山あります。機械り工女などは工場へ集つてやりますと、人に負けない氣になつて勉強します、退屈を感じることも少いのであります。マッチの工場へ行つて御覽なさい、年端も行かない子供が大勢寄つて嬉々として仕事をやつて居ります。つまり一人で働いてゐては得られない一種緊張した氣分が大勢寄ると出て來るのです、謂はゞ一の群集心理の作用であります。加之大勢而も同じ様な年輩の者が一所に集りますから、家でツクネンと働いて居るより面白く愉快です。其が爲に自から労働能率が高まります。井戸端も一の社協業みたいなものですが、野蠻人・未開人は好んで此の社交協業を営みます。果して能率が高まるか否か、私共には分りません。

蠻民の共同作業場

プエヒアー先生は澤山其の例をあげて居られますが、蠻民間によくある共同作業場や未婚者集會所は其の著しい例です。田崎經濟學博士譯述の『原始的民族の秘密講』(實業之世界社) 此は共同の仕事場でもあり、又た共同の娯樂所でもあり、一種の俱樂部兼作業場であります。臺灣の生蕃の間には此の集會所が方々にあります。臺灣舊慣調査會の蕃族調査報告書から一二の例を引いて御覽に入れませう。

曹族阿里山蕃の集會所

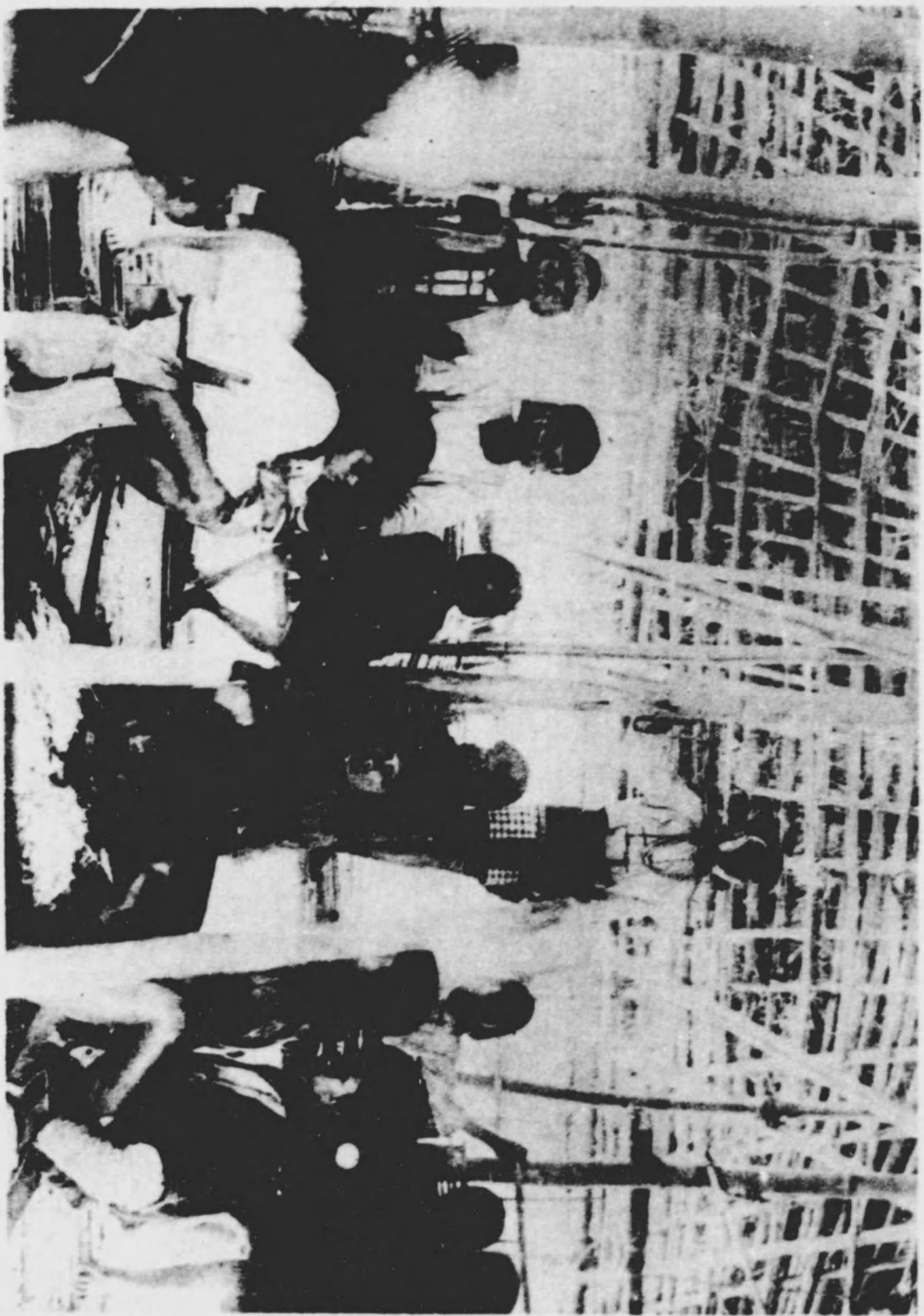
新高山の麓阿里山森林地方に住む蠻民です。

大社及稍々大なる小社には必ず一ヶ所の集會所あり、大社のものを『クバ』と云ひ、小社のものを『フ
 フウ』と云ふ。大さは一樣ならざれども、達邦社 阿里山蠻地の中のもの、六間四方あり。構造は人家
 と稍々趣を異にして、四壁を張ることなく、床は地上を距る五六尺の高さに設け、簾及木にて張る。昇
 降には丸木を削りて段をつけたる梯子を用ふ。床の中央には、大凡五尺四方の爐を設け晝夜火を絶やすこ
 となし。略中 集會所の左右兩端には必ず『フイテフ』（木柵）を植ゑて飾とするのみならず祭日の用に供
 す、その前に庭あり。略中 集會所は晝間男子の細工所として用ひ、彼等日々來りて籐を削り、皮を揉み
 麻絲を撚り、疲れては手枕の夢を結ぶ所となす。夜間は阿眉蕃の如く、未婚の男子來りて寝ね、婦女子の
 入るを禁ずるのみならず、尙ほ婦人の所有品を携帶すること能はず。略中 一社の利害に關することあると
 きは、頭目及び勢力者等來り此所にて會議すること他蕃に同じ、尙ほ傳達を要する事件ある時は、集會所
 に集まれる者に依頼すれば、立所に其目的を達するを得るなり。 同蕃報告書 第五十七頁

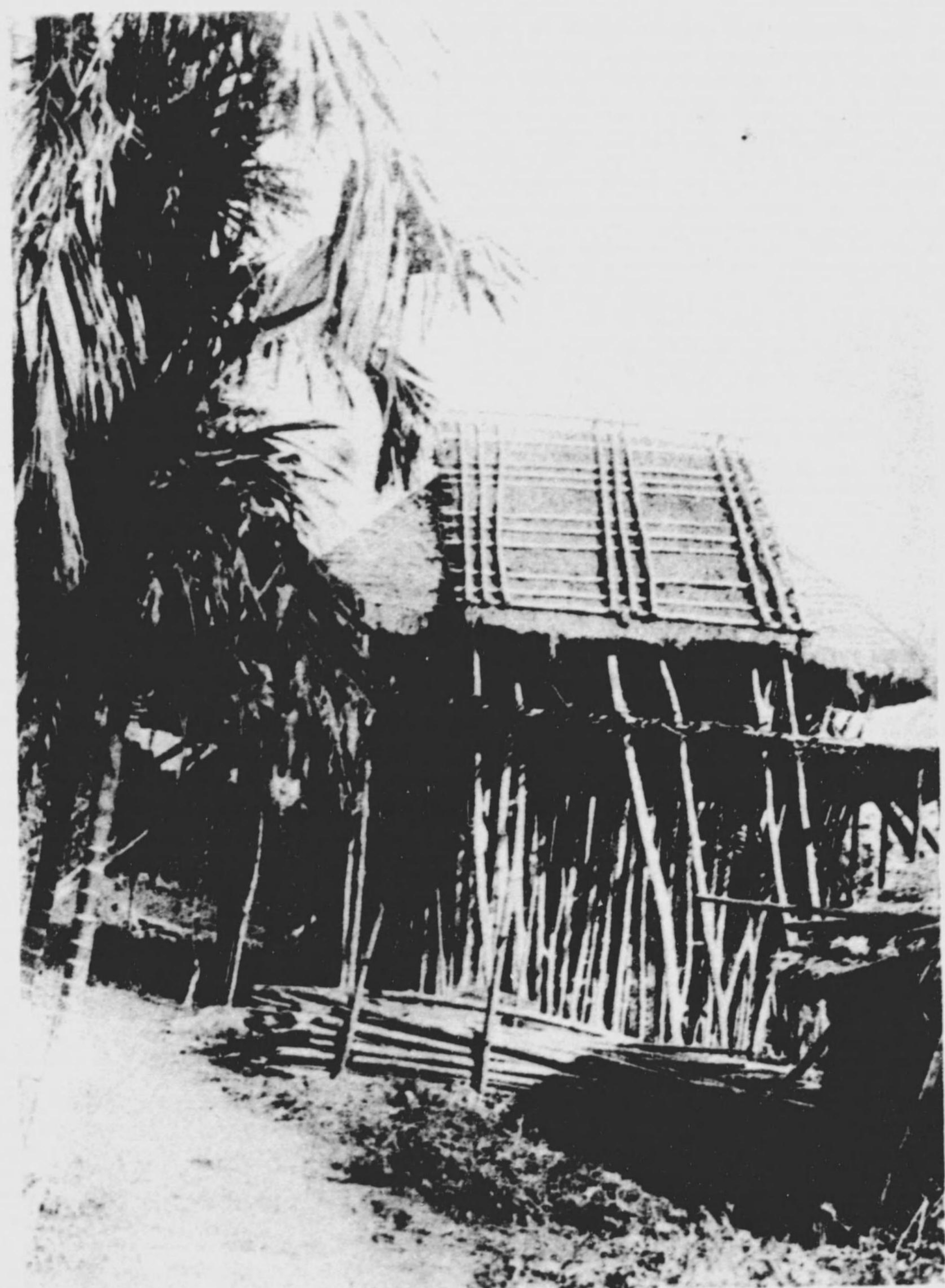
臺東廳プユマ族の集會所

臺東廳管轄地の中部、卑南よ
 リ西方の地に住んで居ます。

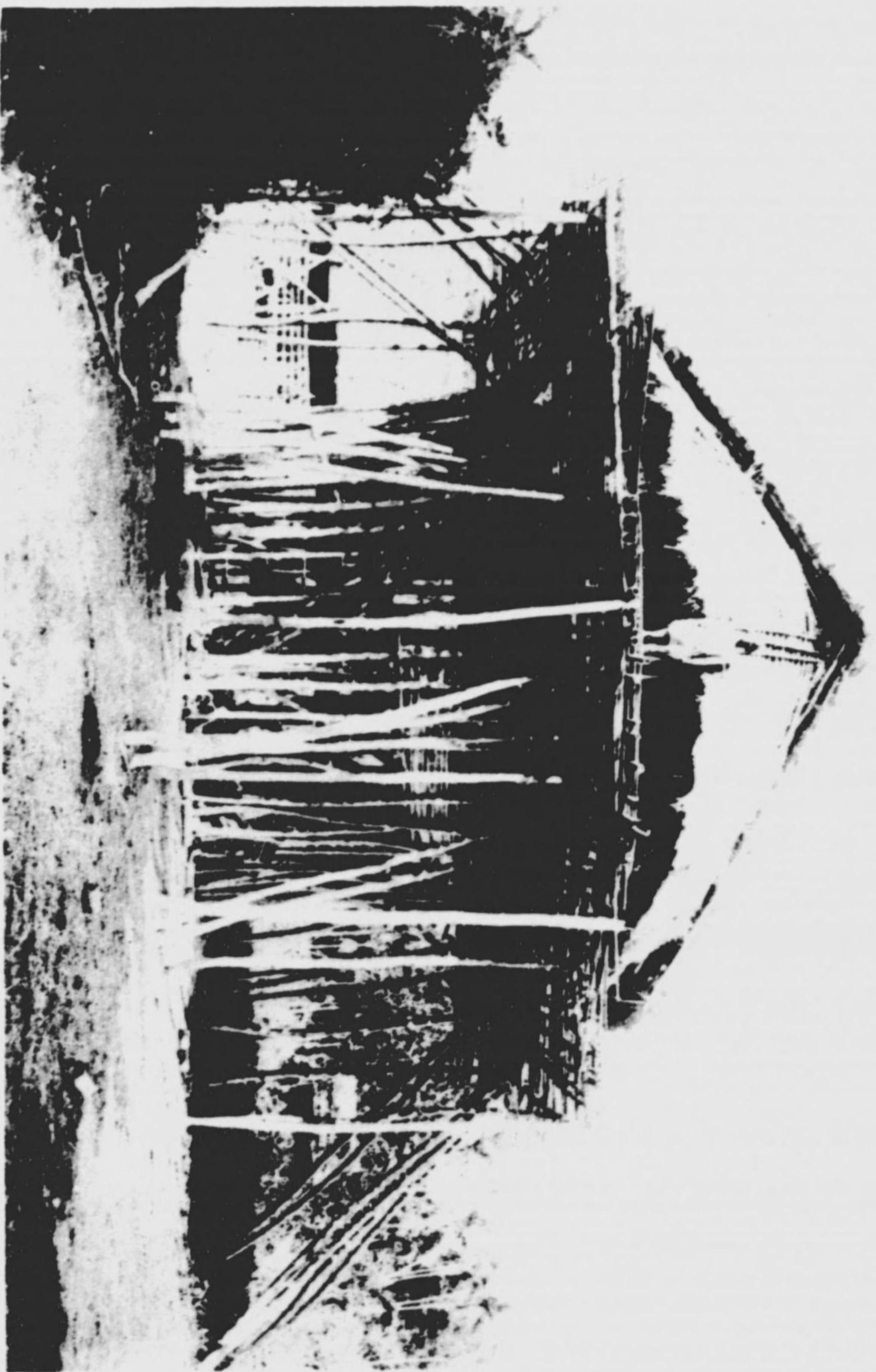
男子は『ワラツク』 十二三歳迄 より『タコポコバン』 少年に進み、『タコポコバン』となれば夜は少
 年集會所（タコバン）に宿泊す。『タコポコバン』級に在ること三年乃至五年にして『ミヤブタン』 年



（内屋）（昭和六年少）所作勞同共の蕃南卑族ソノイハ灣臺



(形全面側左)圖前



(形本面正) 圖前

に進み、少年集會所の宿泊を止め、成年集會所（バロクワン）に宿泊す。在級三年にして成年（バンサラ）に進み、茲に壯丁たる資格を取得す。略中

蕃社には社の大小に應じ一又は二の集會所あり。全社民之に分屬し、頭目、副頭目、上席老蕃等、所屬社民を總統し、其狩獵、出草、首狩のこ、農耕、司法、祭典を指揮命令す。本族の元祖と稱する大社卑南社には六箇の集會所（外に少年集會所二箇）ありて、社民之に分屬す。略下

蕃社に集會所を建設せし歴史に二説あり。一は昔時住宅にて鐵を焼きし爲め作物の稔らざること數年に及び、住宅に於て鐵を焼くの神意に叶はざるを思ひ、別に一屋舎を作り、遂に集會所の淵源をなすに至れりと云ふ。他の一は、狩獵の獲物を分配する爲め建設せしもの後世集會所となれりと云ふもの是なり。略下
少年集會所の建築は内外一切少年の手に成れるものとす。蠻族慣習調査報告書第二卷第 四百三十四乃至四百四十七頁

其の他の臺灣蕃族間に於ける集會所

右の外蕃族調査報告書に載せてある丈けでも、花蓮港アミス族、臺東廳アミス族、アミス族南勢蕃、同馬蘭社、卑南族卑南社、曹族簡仔霧蕃、アミス族奇密社、同大巴壘社、同馬太鞍社、同海岸諸蕃等には何れも集會所があります。此外にも未だあること、思ひます。例へば寫眞に出してあるバイワン族の如き。而して右報告書の記述

に就て想像しますと、サイセツト族 第三巻 第一巻 と、ダイヤル族 第一巻 第一巻 とには集會所がないやうであります。尤もダイヤル族に就ては『望樓』と云ふ記事があります。百一頁 これは或は集會所の名残かも知れません。サイセツト族に就ては此くの如きものもない事は、右報告書にも明かに『本族には別に外敵防禦の爲にする構造なし』 第三巻 第五十頁 とあります。又紗績族も従来ダイヤルの一支族と見做されたもので、これは私も先頃渡臺の節親しく其地へ參つて見ましたが、集會所はなかつた様であります。但し報告書に『櫓』と題して『未婚者の宿泊所、昔は多數なりしも今は一社僅に二三あるのみ』と記してあります。紗績族調査報告書第三十四頁

怠情を戒むる作用

兎に角我が臺灣の生蕃の間にも、世界共通の現象として、社交協業が廣く行はれ、今でもその遺物が方々にあることは右に依つて明かであります。而して他の蠻民に就て一般に見るやうに、此の社交協業によつて怠情者を戒むるに大いに効があります。同じ年輩の女子等は人より惰けたとか、人より仕事下手だとか云はれれば、一生の恥で衆に齒せられず、或は嫁入りも出来ないことになるので、一生懸命に働くのです。臺灣の蕃女は一般に甚だ能く働きました、女の嗜みたる仕事下手であることを非常に恥とすることに就ては、澤山の逸話が右の報告書にも載せてあります。

社交協業の効果

社交協業は一方に仕事を愉快な事とせしむると共に、相互の競争心を刺戟すること著しいものであります。蠻民は誰教へるとなく其効果を覺えて廣く之を行つて居るのです。是が最も幼稚なる、而かも世界に到る所に普く行はれる、労働能率増進の爲の社會的組織の第一段でありまして、今日の文明國民の間にも亦た其必要に應じて廣く行はれて居るのであります。

集業の説明

集合協業、略して集業とは、同じ様な労働者を多數集めて、一の統一的の大きな仕事、又は一人の力に餘る仕事を成し遂げるのを指して申します。之と丁度正反對なのが結合協業（略して結業）であります。結業とは、異なつた種類の労働者を結び付けることを申すのです。先づ集業の方から申述べませう。例へば大きな石を運ぶとか、重い荷を擔ぐとか、又はは廣い原野の草を刈るとか、鯨を捕へるとか云ふときは、とても一人では出来ません。集業によつて多勢の人がかゝらなければなりません。又た一人で出て来ないことはなくとも、一定の時間に仕上げなければ不都合だとか、天氣の工合が案ぜられるとか云ふ時

に、大勢かゝつて片つ端からドシ／＼やれば銘々別にやるのと違ひ、チャント時間に間に合ふと云ふ如き場合にも、集業は有効であります。此れも昔から行はれた事で、農家などで隣保互に助け合ふ、或は家を建てるときとか、引越をするときとかに、近所の者が御互同志に共済する集業はよくあることです。臺灣の生蠶間にも此種の共済互助的事業は普く行はれて居ります。

花蓮港廳アミス族の労働共済組織

一例として花蓮港廳アミス族の『労働共済組織』と云ふ記事を左に引いて見ます。

本族には、古くより農耕に要する勞力の互救組織あり。其團員は労働共済の外、狩獵其他の遊樂を共にす。本組合は他人の間に組織するものと、親族間に組織するものと二種あり。前者には『マラバリユウ』『マラリリユウ』の二種あり。後者には『マラササイ』『マラバダン』及び『マラカカアイ』の三種あり。

(一)『マラバリユウ』『バリユウ』は勞力交換を意味す。『マラバリユウ』は親友間に組織する臨時労働互助組織にして、組員は概して二人なれども時に三四人のことあり。農作物の播種、收穫の如く一時に勞力を要する時友人中の同志者申合せ粟播き、或は粟の收穫中といふ如く互助の期間を豫約し、組員は約束の農耕を互に救助するものにして、豫約農事の終了と共に、此組合は一應解體し、必要の時に臨み、又た新に組織するものとす。(下略)

(二)『マラリリユウ』田畑の整地、開墾の場合に應用せられ、『マラバリユウ』の二三聯合する事あり 又新たに同志相合して組合ふ事あり。互助の期間は成年者の『マラリリユウ』なれば、大抵十四五日間未成年者の『マラリリユウ』なれば、一箇月なるを例とす、是れ又農耕上勞力の必要なる時に臨み、臨時に組織し、互に其組員の農耕に従ふものにして、豫定したる互助期間の満了と共に解散す。組員の數は通例出來得る限り多きを求む。何となれば組合員多く、同時に同一場所に労働するは、甚だ愉快にして且つ其效程顯著なればなり。

(三)『マラササイ』親族間の勞力互助組合にして、互助の期間及び勞作の目的を定めざるを例とすれども、概して重要農作物の收穫又は播種の場合に應用せらる。

(四)『マラカカアイ』(又は『マラバダン』)親戚、親友等其關係の何たるを問はず、生涯何事にも相教授すべきことを誓ひたる組合にして、常に農耕のみならず一切の行爲は成る可く共にし終身相倚り相授くるものとす。『バダン』は手傳ひ・共済・助力等を意味し、『マラカカアイ』は義兄弟又は兄弟の意に用ひらる。蕃族調査報告書第二卷第六十一・二頁

頼まれ仕事と饗應

ブヒアー先生は此種の集業を Bitarbeit (英譯 Bidden labour) と名けて居られます。譯して申せば『頼れ仕事』、『頼まれ労働』の意です。今日用ひる『手傳ひ』と云ふ語がよく當つて居ります。少し六ヶ敷申せば『互助集業』とでも申す可きであります。無報酬で人の仕事を手傳ふことです。無代で人を助けるから、自分に必要あるときにも無代で手傳つて貰へるので、御互つこであります。スラヴ民族の間に

は今でも此習慣が廣く行はれて、仕事が終わると飲食を共にし、果ては歌つたり舞つたりして一日の勞を慰めるので、一の愉快な行事となつて居ります。我邦でも都會では近來大分廢れましたが、建前のときに、近所の人を手傳つて、其晩に酒盛をしたり、甚しきは葬式のときに手傳に來る人が、佛様はソツチ除けで、朝から酒を呑み合ふなどと云ふのも、今日では惡習になつて仕舞ひましたが、元は、互助集業の慰勞から起つたことだらうと存じます。昔は家を建てるとても、専門の大工もなく、又たあつても一人か二人で、跡は近所の人々が手傳つたものですから、建前のときに慰勞の爲めに一杯出すのでせう。葬式とても今日の様に葬式請負屋もな、穴掘り専門の人もなく、常設の火葬場もない時代には、村の人々が寄り集つて夫々の世話をしたもので、其慰勞に飲食を供したのでせう。後には其がアベコベになつて、酒を呑む爲めに、頼まれせぬ人達まで喪家へ寄り集るやうになつたものと見えます。其他火事・水難等の場合も臨時の集業が行はれました。プエ先生の擧げられた例の中にもマダカスカル島のホヴァ族では身分ある人の墓を建てる時、大きな石を運ぶのに親類や同種族の者許りでなく、村の人達が皆手傳ひます。其勞働に對しては決して金銭で御禮はしないのです。其代り仕事の續く限り幾日でも食事を供するので、其爲めに澤山の牛を屠ると云ふことです。

集業は粗末なる勞働に行はる

集業の行はれるのは大抵荒つぽい仕事の場合で、技能を多く要する精巧な勞働には餘り行はれません。従つて精巧の器具を使ふやうな仕事には餘り見ないので、文明が發達し、勞働の品質が高まるに従ひ、集業の重要は減じて參りました。然し今日と雖も未だ中々廢れたわけではありません。軍隊は即ち今日存する集業の最も大規模なる一例であります。

單純集業と連鎖集業

集合には單純集業と連鎖集業と略して、との二つの種類があります。單純集業とは多數の人が集つて仕事をするに、其力作の緩急を同一にして、時間的に聯絡を取る必要がなく、各人別々の速度で自分丈の分を働くので、唯だ全體の仕事が早く成し遂げられるのを目的とする場合を云ひます。例をあげて見れば、數人の左官が一軒の壁を夫々に手分けして塗るとか、地均らしをするに何十人もかゝつて、別々な處を均らすとか、多勢寄つて排雪・道普請・草刈り・伐木をするとか、又は共同に耕作に従事するとかの場合で、相互の力作間には別に時間的連絡はないのであります。

連鎖集業の種類

連鎖集業とは名の如く多数の人が連鎖的に共同の労働に従事するので、各人の仕事の間には夫々聯絡を保たなければならず、而して時間的に緩急を揃へなければならぬものを云ひます。大勢で重い石を持ち上げたり、一艘のボートを六人で漕ぐが如き場合は是れであります。此等の場合には皆が氣を合せ調子を揃へなければ、協業の實は擧られません。是れに又た二種類あります。調子を同一にして緩急を合せ調子を揃へな連業と云ひ、調子を互ひ違ひにして緩急を調和するのを交調連業と云ひます。六人して一艘のボートを漕ぐには、所謂整調が先達となつて皆が『ピッチ』即ち調子を同一にして揃へなければなりません。此は同調連業です。舟の碇を引上げるのも、帆を揚げるのも、木遣りと申して土臺を打込むのも皆同調連業で、其調子を揃へる爲めに、皆が調子を合せて歌を誦つたり、太鼓や拍子木を鳴らしたり、喇叭を吹いたり、號令をかけたります。

交調連業

交調連業とは、木挽が大鋸の兩方に居て、一方が引くと一方が押し、一方が押すと一方が引くが如

き、鍛冶屋が大きい金鎚を持つて立つて居て叩く者と小金鎚で坐つて居て叩く者とに分れて、トンカチ、トンカチと互ひ違ひに叩くが如き、杵を持つて餅をつく人と、手で捏ねる人との如き、又は大掃除のとき疊を叩くのに二人が一緒にバタバタやるより、互ひつこに一人が叩くと一人が手を離し、一人が棒を上げると一人が叩く方が仕事が樂であるが如き皆是れで、調子を交代して連絡を保つのであります。

労働と韻律

同調・交調共に緩急を合せる爲めに調子を取るもので、昔から仕事を助ける爲めに歌を誦ふのは、此の調子を取る爲めです。プユ先生は『労働と韻律』と云ふ書に於て此事を甚だ趣味深く説いて居られます。力作の種類に従つて夫々共に應じた韻律があります。此韻律に合ふやうに働けば疲労は少なくて、能率が高くなります。此韻律に合せて、歌を誦ひ、歌を合せて、力作するのです。我邦の田植歌・機械歌、又は船歌・馬子の歌等は何れも自然に韻律に合せて働くによつて、労働の能率を高める工夫をして居るものであります。木遣り歌なども傍から見れば如何にも呑氣千萬で、歌など諺はサツサとやつたらよささうに思はれますが、歌に合せてエンヤサア、ドーンと打込む方が仕事が進むのだサウであります。先年朝鮮の平壤で離宮新築の地並しを見たことがあります。日蓮宗の信徒の叩くやうな太鼓を持つた人が音頭取り

になつて、老若男女が何百人も、手に手に六尺棒を持つて、太鼓に合せて、棒と足を一緒に地面に叩きつけて居りました。カウすると地堅めが本當によく出来るのだサウであります。尤も機械でやるのとは無論今日では、連業よりもつと進んだ組織の労働が殖えましたから、右の如き、呑氣な音樂的な労働は段々減つて参りましたが、其れでも未だ多少は残つて居ることは、誰人も知つて居ることです。

同調連業と交調連業との比較

同調連業と交調連業との比較をして見ますと、前者は、仕事が一人の力に過ぐること甚だ大であつて、多くの人の力を協せ、其力作を同一時に集中するによつて、最高の効率を實現することが必要である場合に行はれ、後者は大抵は一人でやればやれる仕事を、多勢かゝつて早く済ませる爲めに行ふものであります。前者にあつては、多くの人を集めますが、其れでも成る丈け人数を節約しようとして、緩急宜しきを量つて、同一時點に出す全體の力を極度まで高めることを主眼とします。後者にあつては、一人々々でやると仕事に骨が折れて、兎角早く疲れて休み勝ちになることを、多人數寄る爲に氣分が緊張して休みなしにやり得ることが其の特色であります。例へば餅つきの仕事に捏ねる人が忘れてのろ／＼やりますと、捏ねて居る手の上へ杵が落ちて來ます。是非とも杵をつく人と調子の合ふやう休みなしに捏ねなければなり

ません。大鋸を押す一方が忘れようと思つても、向ふが引けば自然自分も押さねばなりません。

結合協業の説明

次は結業（結合協業）であります。此は集業とは反對で、共同の目的を達する爲に、夫々異なつた仕事をする人を結合するのです。一つの大きな仕事には、夫々異なつた部分がありまして、一人で之を兼ねてやることは到底不可能な場合があります。乃ち色々異なつた仕事をする人が寄り合はなければ出來ないので、集業の様に強て一人でやらうと思へば、出來ないことはないのとは反對であります、併し異なつた仕事をやるからと申して、テンデンばらばらに働くのでは結業にはなりません。其が結び付けられて不可離團體とならねばなりません。此くの如き團體を獨逸南方や塊太利では『パッス』Pass 『パツシュ』Pasci 『ロット』Rotte 『トルツク』Truppe 『バンデ』Bande 等と稱へるやうです。

結業の實例

結業の例は農業や林業にはいくらもありました。工業に就て例を挙げれば、鍛冶と鑪吹、針金を引くものと輪を廻すもの、左官と土捏ね等の如き、工業以外では電車の運轉手と車掌、漕手と舵手、樂人と舞人、

醫者と看護手、馭者と別當との如き皆異なつた仕事をするものを一つに結合する例であります。其外數へ立てたら果しがありません。

結業に於ける労働者の従属關係

結業は、分業によつて分れた別々の仕事を、再び合せるのとは違ひます。初から全く別の仕事で、而かも大抵は其丈けでは獨立して行けないものを、一定の目的の爲に、特に結び付けるのを結業と申すのです。ですから、結び付けられる労働者は互に譲り合ふか、又は一方が大に譲つて、兩者の連絡を保つ必要があります。相制して初て共同の目的が達せられるのです。大抵な場合には、結付けられる労働者の中一人が特に主になつて、他のものは之に制せられて連絡を保つのであります。かゝる場合には、主宰労働者と、従属労働者とが出来ます。従つて身分にも違が起り、従属労働者は主宰労働者に對して従属關係を生ずることになります。主宰労働者が獨立の營業者であれば、従属労働者は其雇人たることが多いのです。例へば左官の親方と助手との如き是れです。我邦でも田舎へ參ると、馬車屋の主人が自ら馭者をやつて、雇人か小僧を車掌兼別當に使つて結業をやつて居る例が随分あります。角兵衛獅子の親方と獅子との如きは、雇傭關係を通り越して奴隷關係で而かも結業をやつて居るのです。結業は斯くて奴隷制度や半奴隷制度の

下に行はれることが西洋でも多かつたのです。結業に於て従属労働を營むものは經濟上・社會上兎角不對等にして甚だ不利益なる地位に立つ傾きがあります。其れでなく粗ぼ對等である場合には、所謂『團體出來高仕事』(Gruppenakord; collective piecework) となります。

結業も技術の進歩に従ひ漸く廢る

右の次第で、結業も兼業同様、技術の進歩しない時代や産業に多く行はれるので、技術が進んだ今日に於ては、餘程廢れて參つたのであります。何故なれば、従属的労働は、獸力又は機械力を以て人間に代へるやうになるからです。其著しい例は、農夫が指揮して従属労働者(奴隸・半奴隸又は普通の作男)に鋤を引かして田を耕したのを、今日では多くは牛なり馬なりに牽かせるが如き、是れであります。

兼業も協業も資本乏しき時代に行はる

之を要するに兼業も協業(集業・結業)も共に多くは、資本を餘り使はぬか、又は殆ど資本などがなくて生産に従事する時代、及び産業に就て行はれたので、資本を多く用ひるやうになつては、兼業・協業共に廢れて、労働の組織は、分業を以つて主とするやうになりました。兼業も協業も共に、經濟上力弱きも

の間、低級労働に就て行はれる労働組織であります。即ち労働能率の甚だ低い労働者をして、兎に角出来る丈の効程を擧げさせる方法であると申す可きであります。ですから後世まで残るやうな永久的の組織を作り出しません。併し之によつて成し遂げた仕事其のものには、埃及のピラミッドの如き、古代の大建築の如き驚く可き大規模なものがあります。能率の低い人間、殊に奴隸の手で、あんな大袈裟な仕事が出来たのは、協業の御蔭であります。其他工業が進歩せず、技術が幼稚であつたにも拘らず、今人をして驚歎せしむる色々な遺物を残したのも多くは協業の賜であります。

品質的不調和を取除く必要起る

然るに人文開け、技術が発達して来ると、協業は労働の組織として、十分の能率を發揮せしむることが出来なくなりません。其は仕事の性質が變つて来るからであります。今迄は専ら分量の上に就て、仕事と労働との不調和を取除くことが主たる必要事でありましたから協業も宜しかつたものも、仕事の品質が精緻となり、人間の智能を要することが多くなりますと、仕事と労働の不調和は量的でなく、品質的となりまして、能率を量的に高めたのではいけなく、之を品質的に高めなければ、不調和を取去ることが出来ないやうになります。

資本時代起る

其爲めには、生産の第三の要素として、資本の助けを藉る必要が大になつて参り、茲に資本時代が起ります。資本時代に至つて始めて十分に品質的不調和を取り去つて、労働能率を量的のみならず、品質的にも高めるとが出来る様になつたのです。而して之に應ずる労働の組織は、最早兼業でも協業でもなくして、一の新しい組織であります。其は即ち、分業であります。是實にマルクスが、分業を以つて資本制生産組織なりと喝破した所以で、斯くの如くに觀察して始めて、近世産業に於ける分業の意味が精確に了解せられ得るのであります。此一點丈でも、マルクスの著想の卓越して居る所以は明かであります。そこで御話は分業に移ります。

アダム・スミス分業論の要點

アダム・スミスの分業論は『國富論』第一編の第一章から第三章までに載せてあります。第一編は『労働生産力進歩の原因』云々と題してありまして、其第一章は『分業に就て』第二章は『分業の起る原則』第三章は『分業は市場の範圍によりて制限せらるゝこと』と題してあります。彼は申します。労働生産力

(能率のこと) に於ける最大の進歩並に勞働の方針を定め、之を應用するに於ける熟練・堪能・及判斷の大部分は分業の結果であると見える。此結果の如何なるものかを容易に了解しようとするには、箇々の工業に於て、其の運用が如何なつて居るかを見るが宜しい。

ピン製造の例

一例を取つて言へばピンの製造の如き是れである。此は甚だ些細な工業であるが、分業は餘程發達して居つて、一人が針金を延し、一人が之を真直ぐにし、一人が之を切斷し、一人が其の先を尖らし、一人が其頭を磨く。頭を造る丈けにも二乃至三の異なる分業が行はれる、頭を取り附けるのも一の分業で、ピンを白く磨くのも別の分業である。否ピンを紙にさすのも一の分業である。斯くの如くしてピンの製造は十八の分業に分れて居る。此が皆別々の人に任されて居る工場もあれば、又は一人で二つ又は三つの分業を兼ねて居る所もある。予が實見した或工場では、勞働者が十人しか居なくて一人が二三の分業を兼ねて居た。此等の勞働者は甚だ貧乏で、其用ふる機械の如きも不十分なものであるが、其れでも一生懸命にやれば一日にピンを十二封度丈け拵らへる。一封度は中形のピン四千本以上に當る。だから十人で一日に四萬八千本のピンを作るのである。之を一人當りにすると一人一日に四千八百本のピンを拵らへる勘定に

なる。トコロガ此十人が銘々孤立して而して別に習業を受けないで何から何まで一人でやるとすると、一日に二十本否一本のピンも作られないのである。即ち適當な分業を行ふときに比べれば、其二日四十分の一、否四千八百分の一の仕事も出来ないものである。此れが有名なアダム・スミスの話である。此話には彼以來殆んど凡ての經濟書に繰返されて、分業の効能の偉大なることを説明する好適例と看做されて居ります。

第二種の例

トコロが、スミスは更らに言を進めて申すには、他の技藝、工業に於ても、分業の結果は右の小さな工業に於けると異ならないのである。無論仕事によつては、右の様に細かく分業の出来ないものもあり、又右の如く簡易な仕事に分けられないものもある。乍去分業は一度之を行へば、如何なる業に於ても、必ず其に相當する丈け勞働の生産力を高めるものである。各種工業の分立、職業の分岐も矢張分業の利益を得んが爲に起つたものと見える。工業・職業の分立は産業の進歩の最高なる國に於て又最も一般に行はれて居つて、農夫が農夫たる許り、工業家は工業家たる許りである。加之、一つの完製品の生産に要する勞働も多數の勞働者の間に分業せられる。麻や羊毛の製造には、麻・羊毛の生産者より麻の晒工・糝工・毛布

の染工・仕上工に至るまで澤山の業に分れて居る。農業では工業程分業は出来ない、だから勞働の生産力も亦工業ほど進歩しないのである。

分業利益三ヶ條

さて分業の爲めに勞働の效程の増進する原因は蓋し三つある。

第一、熟練を増す。釘製造の例

各人が唯一つの分業のみを専門に營むから、自から其仕事に精通するやうになり、勞働の熟練・堪能を増進する。例を舉げて見れば、(甲)普通の鍛冶屋は金鋸で物を鍛へるに如何に慣れて居ても、嘗て釘を作つたことがないのに、何かの必要に迫られて、釘を拵らへようとすれば、精々一日に二百本か三百本しか出来ず。出来る釘は甚だ拙いものに相違ない。(乙)釘を作ることに慣れては居るが、釘専門でない鍛冶屋は、一生懸命にかゝつても、一日高々八百本か千本位しか作れない。(丙)然るに予の實見によるに、二十歳未満の若者でも、釘許り専門に作る鍛冶屋は、一日に、二千三百本の而も上等な釘を拵らへることが出来る。是れ分業が熟練を増進する一例である。

第二、時間の浪費を省く

仕事の色々であると、一つの仕事を終つて、他の仕事に移るときに時間を浪費する。分業によつて、種類の仕事を間断なくやつて居れば、此の時間の浪費が省ける。農夫にして機械を兼ねて居る場合には、鋸を捨て、機械に移るに餘程時間を無駄にする。仕事の始めと云ふものは、兎角拂らぬものである、續けてやつて居れば何でもないことでも、始め暫らくの間は骨が折れるものである。始終仕事を變へるときは、此の爲めに餘程無駄をする。

第三、機械の發明、勞働の節約

分業は機械の發明を促がし、従がつて勞働を節約し、一人をして數人前の仕事を爲さしめるやうになる。分業で或る一つの仕事許に從つて居れば、自然其不便な點を取去る工夫も積むし、其仕事に適して機械を案出するとを刺戟せられる。機械の發明によつて其機械の必要を感じるに至つた現業勞働者の手に成るものが多い(左様でないものも無論ある)。蒸汽機關 スミスは未だ火機(フアイア・エンジン)と云ふ字を使教授をして居つたグラスゴー大學の履機師でありまして、其間に彼の大發明をなしたのである。スミスの分業論を講義して居つた其時は、ワットは機械室で蒸汽機關の發明に苦心して居つたのです。の始めて出来

たとき、子供に『ボイラー』と『シリンドラー』との連絡を、ピストンの昇降に従つて一手で以つて開閉させて居つたが、其子供の一人が友達と遊びたくて堪らぬものだから、何とかして自分の手の空く工夫はなにかと思案を凝らした結果、安全瓣の『ハンドル』から糸を結び付けて、自分がついて居なくとも安全瓣が自動的に開閉することを發明し、友達と思ふ存分遊べるやうにしたのだが、奚ぞ知らん、是れが、蒸汽機關の最大改良の一つとなつたのである。

分業の起源は人間の天性に存す

次にスミスは、分業の起源を論じて申すには、斯くの如く莫大の利益ある分業の起源は、此の大利益を豫見し又は特に企てた人間知識の工夫にあるのではない。左様なことを少しも念慮に置かない人間の本性に基く一の衝動から徐ろに、乍去必然的に分業は起つて來たのである。其衝動とは、即ち他人と物を交換し合ひ度いと云ふ念、是れである。此交換の衝動は、凡ての人類に共通のものであつて、而して人間以外の動物には全くないものである。

スミス分業論の三弱點

以上がスミスの分業論の要點であります。さて其れを能く吟味して見ますと、我々は次の三つの弱點を見出すのであります。

分業の概念明かならず

第一、スミスは分業を説くに實例は色々挙げて居りますが、一體分業とは如何なることを云ふか定義を示して居らず、一貫の概念を與へて居りません。彼れは分業とさへ云へば別に説明せずとも誰も知つて居ることゝ考へて居るやうであります。所が彼自身の舉げた例に付いて見ると、彼の云ふ分業なるものは、甚だ複雑なもので、其眞意を捕へることが困難であります。分業(デヴキジョン・オブ・レーボア)なる語は、ではありません。恐らく前にも申した、マンデヴキユの『蜜蜂物語』の千七百二十九年版から考へ付いたらしいのです。キアナン氏は其の説を國富論の註に述べて居ります。

三種の分業を同一視す

第二には、彼の舉げた例には、少くとも三つの異なつた種類があるてあります。第一は、ピン製造に十八の分業があると云ふ如きもの、第二は、羊毛の製造には、原料の生産から染工・鞣工まで澤山分業があると云ふ如きもの、第三は、釘製造の鍛冶屋の例の如きもの、是れで、此三者をスミスは皆單に分業の

例として擧げて居りますけれども、其性質は夫々に餘程違つて居ります。プヒア先生は、第一の分業を作業分業、第二を生産分業、第三を專業分業、と名づけて區別して居られます。即ちスミスは分業に種類のあることを一向明示して居らぬのであります。

第三には、スミスが分業の起源を人間の衝動にありと申し、其衝動は交換の衝動で、人間の本性に基くものであると申して居ることは是であります。

プヒアの補正説

右の三點は、スミスの説の不完全なる又は誤つた點であります。然るを其儘に襲踏するのみであつたのは、學問上の一大恨事と申さねばなりません。プヒア先生が其誤りを匡し、足らざるを補はれたる功は、誰人も深く感謝せねばならぬ所と存じます。先生はスミスが單に唯一つの分業として論じたものに右の如く、三つ異なつた種類を含むことを明かにし、更らに猶ほスミスの擧げない種類が二つあると申されます。其は即ち、職業分業と移動分業とであります。

分業の意義を明かにす

先づ第一の點から申上げます。即ち分業の意義如何と云ふ問題であります。此れは獨りスミスのみならず、現在の學者でも必ずしも明確なる概念を與へて居るとは申せないのであります。一口に分業と云へば、雜作もない様ですが、現にスミスが以上の如く混雜した説を述べた例もあつて、決して如何でも宜しいことではないのであります。プヒア先生は之に鑑みて、詳しく定義をあげて居られます。即ち、分業とは人間が有意的に（本能的又は衝動的でなく）作り出した經濟發展上の組織であつて、其れによつて従來一人でやつて居た經濟上の仕事を數多の人をして之に當らしめ、各人が全體の仕事に就て夫々に異なる部分を擔任するやうになることを云ふと申されます。シュモラー氏は之と異なつて『永續的・個人的に其人の全生涯を把持し支配する様に特立した生活の任務に順應する』なりと言ひ、フキリツボヰキツ氏は『共同の目的の爲に別々に労働を執行する事實を分業と云ふ。其前提としては、一の單位があつて、其單位の立場から各人の労働は其れだけで完成し、存立するものと見ず、一の大なる全體の部分と看做すのである。此單位は社會全體たることもあり、又は社會の部分たる一の組織たることもある』と定義して居ります。シュ氏の説は經濟學的定義ではなく、社會學的定義であります。フキ氏の説に社會を前提とすと云ふことを態々入れて居りまして、矢張り聊か社會學かぶれがして居ります。分業は社會がなくては行はれないことは勿論の事で、何も態々言ふに當りません。社會があるから分業が起るので、分業があるから、社會が

ある筈だなどと言ふのは、甚だ以て餘計な話です。分業を経済上にて研究するには、経済上の概念に就て定義を立てなければなりません。ブユ先生の定義は此意味に於て、最も能く要領を得て居ると存じます。ソコデ私は一層簡單に次の如く、定義を下します。「分業とは人間經濟生活の進歩するに従つて、勞働の能率を高める必要上、今迄一人でやつて居た仕事を何人にも分擔させて、各人夫々異なつた事をやる勞働の組織である」是れであります。

分業に五種あり

次に第二の問題、即ち分業の種類のことを申し上げます。分業には、職業分業・專業分業・生産分業・作業分業・移動分業の五種類あります。而して、歴史的發達の順序も略ぼ右の通になつて居りまして、一番早く起つた分業は、職業分業であります。最も後で起つて來たのは、作業分業と移動分業で、此の二つこそマルクスが資本制生産組織と切つても切れぬ關係のある分業として論ずるもので、今日現に最も重要な分業であります。

職業分業の説明

職業分業とは、純然たる自足經濟が廢れて、稍々流通の現象の起つたときに既に起つて來たものであります。純然たる自足經濟では各經濟單位（氏族なり家族なり）は一切の生産に當り、一切の勞働を營むので、他の經濟單位と財の流通を致しませんから無論分業は存しません。尤も其單位の内では、男女間に分業が行はれて居りましたし、又老人と若いものとは仕事も異つて居りました。チュートン民族の昔に於ては男は専ら戦と狩とに従事し、農業は奴隸・女・老人・子供、又は戦や狩に出られない體質の弱いものにやらせて居りました。此種の分業は或意味に於ては人間以外の動物も行つて居るのであります。勞働の能率を高めると云ふ上からは、別に分業と名ぐ可きものではないのであります。單に異つた人が異つた事をやると云ふ丈で、勞働の組織たる意味は無いのであります。而して男は何れの男でも皆集業なり社交協業によつて其成す所は同一で、何から何まで之に當るのであります。ですから、農業とか・工業とか・商業とか云ふやうに分れた職業は存しません。職業は皆同一で、區別はありません。然るに經濟生活が發達して參ると、左様は行かなくなつて、或種の勞働は分離して、特別なる仕事となりまして、其のみに従事する職業が起るのであります。

奴隸制度と關係あり

此れには奴隸制度・半奴隸制度が大に關係ありまして、其の特殊的事事に當るものは多くは奴隸・半奴隸階級のものであります。

我邦上古の『部』

我邦上古の『品部』と云ふのは、此くの如く特殊的事事を専らとする奴隸、若くは半奴隸であつたものと見えます。而して其れから更に進んで、特殊職業者の階級が出来ました。陶工、織工、木工等の如き是であります。我邦上古の『部』と云ふものは其専らとする業を氏名としたものが甚だ多くありました。細井貞雄翁の姓序考に『緩靖紀に弓部 稚彦 彦造 弓、倭銀部 天津眞浦造 眞麿 鐵、矢部 作 箭、又垂仁紀に、是時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊樞部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、十箇品部云云 此の部は部曲のことなるは、とみえしは、石上神宮の神寶を作れるをいふにいへり。雄略紀に、新漢陶部高貴、鞍部賢貴、畫部因斯羅我、錦部定那錦などあるも各部の首なり、又同紀に、吉備臣弟君還、自二百濟、二獻、漢手人部、衣縫部、穴人部、とみゆ 手人部はすべて織物をなせるものを云り。同紀に多須惠乃底毘止と訓べしと、則手人の義也、天武紀第一に、この外、家人部、木工部、民部、家部など云ふも才伎長上といふもみゆれば、才伎にも長者のありしこ也。この外、家人部、木工部、民部、家部など云ふもみえたり、猶あるべけれどかぞへつくしがたければ略きつ』 第三十 四葉 とあります。

生産、消費漸く分立す

右の次第で自足自給の經濟から段々特殊の仕事が分立して、一の獨立なる職業となり、又た營業となりました。されば職業分業は、家族又は氏族經濟と營利經濟との分離と看做しても大過ないので、終には生産的の仕事は皆家族經濟から分離し去つて夫々の獨立した職業となり、家族經濟其ものは主として消費經濟を營むものとなつたのであります。

專業分業の説明

次に起つたのはアダム・スミスが擧げました第三例の鍛冶屋の場合の如きもので、之を專業分業と名けます。即ち同じ一の職業中更に分業が起つて、幾つかの小さい專業となることを申します。同じ鍛冶屋でも、釘專業のものあり、農具専門のものあり、鍋釜、刀劍専門のものもあると云ふやうになることはあります。是は作業上の分業でもなく、又一生産物の生産經過を幾人かに分けるのでもなく、生産物其ものの種類に就て細かく分れる分業でありました。此等を同一視す可きではありません。鍛冶屋の仕事其ものは依然として初から終まで一人でやるので、之を分割するものではありません。又た鍛冶屋の仕事を幾つ

かの部分に分けるのでもありません。唯だ其作る品物に依つて分れるのです。而して釘鍛冶は釘鍛冶で、釘を造る仕事は一切合切初から終まで分業せずに一人で之に當るのです。又其工場に於ける作業に就ても、ピン製造の例の如き分業が行はれるのでもありません。唯作る品が釘のみであるとか、鋸のみにあるとか云ふ風に分れるのであります。即ち一の職業中に於ける更により細かい職業の分立であります。

生産分業の説明

次に起つた分業はスミスの例の第二是れであります。此れを生産分業と名けます。即ち麻や羊毛を原料から織物に仕上げるまでには、幾つかの異つた業に分れて、麻を植ゑる農夫、羊を畜ふ人、麻を漂白する人、羊毛を紡ぐ人、織工、染工、鞣工、仕上げ工等の分業に分れるやうなのを申します。麻織物、毛織物と云ふ一の生産品の生産行程を幾段かに分割して夫々に分業することでありまして、職業分業、專業分業とは異ひます。生産行程上の分業であります。故に生産分業と名けるのです。經濟生活の幼稚なときには此等の分業は分れて居らないで、皆一人又は一經濟單位が悉く之を併せてやつて居つたのですが、生活が進歩するに伴つて、斯く分れるやうになつたのであります。

企業の發生を促す

而して其分業と分業との關係は流通行爲によつて定められるやうになりました。故に、此等の分業者の仕事を一統的に指導して、完全な生産品たるを得せしめる爲めには、別に又一つの分業が必要となります。是が即ち、マルクスの所謂『分業に基づく協業』*die auf Theilung der Arbeit beruhende Kooperation*と申すもので、マルクスの所謂分業資本主義制是れであります。家内工業といふものは、斯くして起つて参つたものでありまして、家内工業の分業者を一つに纏めるものは、獨逸で『フェルレーガー』と申した一種の企業家であります。我邦の織物業に就いて申せば織元とか機元とか申し、東京では『御店』と稱するものが之に該當致します。斯くて、分業は今日の資本制度と切つても切れぬ關係を生ずるに至つたのであります。家内工業から一歩進むと、マルクスが詳説致して居る『マニユファクチュア』*Manufaktur*となり、更に進んで今日の『工場』となつたのであります。此二つは共に、夫々の分業者を一定の場所、(之を *manufactory* 又は *factory* と稱へます) に集めて、統一的指揮・監督の下に、夫々の分業に従事せしめ、一定の品物を始から終まで一貫した方針の下に仕上げるやうになるのです。

作業分業起る

トコロが斯く、『マニユファクチュア』又は工場に多数の人を集める様になると、今度は更に其作業の上で就て、又た幾つかの分業が起つて来るのであります。是れが分業の第四種たる作業分業であります。

マニユファクチュアと工場の異同

茲で一寸念の爲め『マニユファクチュア』と工場との異同を申上げて置きませう。『マニユファクチュア』も工場も、共に一ヶ所へ多勢の人を集めて、統一的指揮の下に仕事に従事せしめるのですが、前者は、其れ丈けに止つて、他に新しい點のないもので、仕事の上に於ては、依然として、従前通りの技術を其儘襲踏して居るものであります。即ち専ら手先仕事でやるので、機械は餘り用ひないのであります。後者即ち工場は之に反し、仕事の上に機械を用ひ、殊に原動力を使用するものであります。

『ミル』と云ふ英語

英吉利に於ては『マニユファクチュア』から工場へ進んだときには、原動力として、多く水車又は風

車（英語で『ミル』と申します）を用ひました。ですから當時工場の事を大抵『ミル』と申して居りました。木綿工場を『コットン・ミル』 Cotton mill 製紙工場を『ペーパー・ミル』 Paper mill と申すが如き其例で、其意味は原動力を使用する工場と云ふことであります。トコロが、ワットの大發明以來段々蒸気機を原動力として用ひるやうになり、今日では、石油發動機・電気モートル等をも盛んに使用致しますが名稱の上では依然として昔の語を用て、『ミル』（水車）と申して居る所もあります。大仕掛な蒸気機・水力發電機でやつて居り乍ら、『コットン・ミル』などと申して居るのは、如何にも可笑しな話ですが、保守的な英吉利人は平氣で、古い語を使つて居ります。

作業分業のみが分業に非ず

アダム・スミスが『國富論』劈頭に分業の例として掲げて以來、非常に有名な話となりました。ビン製造の例は、即ち此作業分業であります。而してスミスの時代には、ビンの製造には未だ原動力を使つて居らなかつたので、即ち右に申す『マニユファクチュア』であつたのです。工場ではなかつたのです。其れでも、スミスが作業分業の效能を説明するに甚だ適切と認めた位、分業が発達して居つたのです。然るに今日では、原動力を盛んに使用するやうになつて、作業分業も更に進み、従つて労働の能率は驚く可きほ

ど高まりました。セリグマン氏の云ふ所によると、今日は労働者一人當り一日に千五百萬本であるそうです。而してスミスは此の作業分業に最も重きを置いて論じたものですから、彼を祖述する學者は、分業と云へば、唯だ此れのみを云ふものゝ如く誤解して仕舞ひました。此れは大なる間違であります。作業分業は分業の一種に過ぎないので、其唯一のものでありません。現にスミスは其の外に猶二つの異つた種類の例を擧げて居るではありませんか。唯彼が其等を皆同じ物と考へたのは間違です、夫々に性質が異つて居ります。後世の誤解の基はスミス自ら之を作つたので、多少責任あることを免れませんが、其説を能く吟味せず、分業とは即ち作業分業のことゝ解釋した後世の學者も、不詮索の謗を辭することは出来ないであります。

作業分業が分業中の分業たる理由

乍去、スミスが此の作業分業に大いに重きを置いたのは尤も千萬のことでありました。諸種の分業中、労働の能率を高からしめるに於て、最も有効有力なるは、此の作業分業であることは、一點の疑ひを容れないのであります。其れはスミスの擧げたごとく、一各人の熟練を増す、二時間の浪費を防ぐ、三機械の發明を促し労働の節約を實現すると云ふ三種の利益がある爲なるは勿論ですが、此等の技術上の進歩を持來すには、一つ不可缺前提があります。否、抑も作業分業が行はれ得るに必要な前提があります。

マルクスの道破したる其必然的前提

其は即ち前に申した通り、労働者を一ヶ所に集めて之を統一的に指揮命令主宰すると云ふことはこれで行きます。而して其統一的の指揮主宰なるものは、單に技術上のみに止まらず、經濟上の組織として之を行ひますから、右の如き大進歩を來したのであります。經濟的に統一的の主宰を爲し、又た技術的には多數の労働者を集合す可き場所、之に要する設備を爲すに、是非なくてはならぬものは、資本であります。此資本は労働者は持つて居らぬのが普通であります。ソコデ此資本を持つて居る人、即ち資本主が是非なくてはならぬことになるのであります。而して多數の労働者を統一的に指揮するには、人に長たる技能を備へた人が必要であります。單に資本を持つて居ると云ふ許りでは、其れは出来ません。ソコデ茲に企業者なる一種特殊の職分を盡す人々が入用になつて來るのであります。乃ち分業中の分業たる作業分業の發生・發達は、企業制度の發生・發達と常に相提携する所以でありまして、マルクスが「分業に基づく協業」を以て、資本制生産組織に不可離ものであると喝破した理由も茲に存するのであります。

移動分業の説

最後の移動分業と云ふのは、ブエヒアール先生が初めて唱へられたもので、作業分業が進んで来て、新しい機械が續々發明せられる結果として起つて来たものであります。即ち機械發明の爲めに、作業組織の上で大變動が起り、今迄人力を以てして居たことを、人の手より取り去つて、機械にやらせるやうになり、空間的にも時間的にも分業に移動が起ります。空間的移動とは労働行程の場所に變化が起ること、織物業に機械織が行はれる様になつて、織機製造業が新に起るが如き是であります。時間的移動とは、労働順序の前後に變化が起ることを申します。今迄は原料の生産に従事して居たものが、半製品の生産に移るが如きを云ふのです。要するに作業分業の上で起る移動であります。私はブエヒアール先生が之を一の分業として分たれた御趣意は能く諒解致しますが、事實上其必要があるかないか未だ確信を得て居りません。故に唯だ先生の御説として御紹介申すに止めて置きます。

分業の起源は能率増進の必要に在り

最後にアダム・スミスの分業の起源に關する説を一寸評論して見ませう。スミスは分業の起るは人間の本性に基くものであつて、其本性とは交換の衝動是れであると申して居ります。人間に交換の衝動なるものがあるか否か、私は甚だ之を疑ふものであります。少くとも、人類生活の幼稚なる時代には、交換

を少しも行はない自己經濟を營んで居つた事實に疑ひないものなら、人間の本性として、交換の衝動なるものがあるとは到底言へないのであります。假りに其の如き衝動が本性として存するとしても、分業は決して其から出て来たものではありません。人類は永い間分業を行はず、兼業なり社會協業なりのみを唯一の労働組織として居つたのであります。否分業中の分業とも云ふ可きもので、スミスが特に力を凝めて論じた作業分業は、十七世紀の頃から漸く起つて来たので、近世資本制度の發生と時を同するものであります。されば、元來人間の本性等から出て来たものでないは申す迄もありません。分業は人間經濟生活の必要上或る時期に達して始めて起つたのであります。其の必要とは、他事でありませぬ。労働能率の増進に在ります。人間は經濟生活の進歩の度合に應じて、労働の組織を色々に作り上げたものです。即ち始めは兼業に起り、續いて協業の諸種、其れから分業が起つて来たので、分業の中でも作業分業は、労働の非常に高きことを要するに至つた、最近世になつて起つて来たのであります。

作業分業は雇傭労働を前提す

分業には以上申述べた通り色々な種類がありますが、分業中の分業と申す可きは、アダム・スミスの説明致した通り、作業分業、マルクスの所謂「分業に基く協業」是れであります。而して此分業の發達普及

は資本の助け、否指導・主宰あつて初めて起ることであり、他方には、近世の資本制企業なるものは、此分業が存在するから成立つて行けるので、此がなければ、企業の特徴を十分に發揮することは、逆も望まれないのであります。さてマルクスは近世の資本的企業が此の作業分業なくしては成立たない所以は、此の分業が行はれなければ、相対的餘剰價値を取り上げることが出来ないからだと言張して居ります。此説は全部其儘に受入れることは無論出来ませんが、茲に一つ疑ふ可からざる事實は、此の作業分業の存在は、第二十三章に於て稍々詳しく御話し申上げた通り、労働者の手から創意的要素を全く奪ひ去り、其労働を全く他人決定的とし、而して労働者は皆雇傭労働者となつて仕舞ひ、執行的労働のみを行ふやうになることを前提とすることは是れであります。其主宰者たる企業者の統一的指揮監督の下に、其の設けた工場に集つて、一の大きな仕掛の極めて小なる一部分の仕事を、分業的に營む労働者には獨立・創意を許すことは出来ません。彼等は必ず企業者の権力の下に立ち、從屬的地位に甘んじなければならぬのであります。

作業分業の發達と労働者人格の拘束

ですから、作業分業の發達は一面から申せば、如何にしても労働者の人格を拘束し又は壓迫することを、免れないのであります。瑞西の新民法の如き周到な規定を設けても、此點許は如何ともすることが出来

ないのであります。今日の労働問題は斯くして必ず起らねばならぬ羽目に立至りました。乍併又た他面に於ては、此の分業を行ふに非ざれば、労働の能率を今日の程度まで引上げることは出来なかつたのであります。労働者の人格の壓迫は、此の點から見れば、前にも申上げた通り、經濟生活進歩の爲めの一の犠牲・必然の惡であります。

スフィンクスの謎

労働者を今日の從屬的雇傭労働者たらしめんと思へば、作業分業は十分に行はれず、作業分業十分に行はれざれば労働能率の増進は甚だ不十分なるを免れません。と云つて、此効果を擧げる爲に、作業分業を十分に行はれしめようとするには、労働者人格の拘束・壓迫を來すことを辭することが出来ません。是實に今日の經濟生活現在の産業組織の前に横たはつて居る、大なるスフィンクスの謎であります。殆んど此以上を考へ能はざる程の大なる謎であります。

謎の解答果して如何

我々は土地に就て、其豊度を飽迄高める必要を持つて居りますが、收穫遞減の大則があつて、終に窮所

に到るを免れません。我々は労働に就て、其能率を高める可き大必要を持つて居りますが、右の如きデレマに陥るを免れません。收穫遞減の大則の壓迫は、耕作制度の進歩、農業に關する學術の發達、農業技術の改良によつて、之を著しく免れ得る工夫が續々出て來ました。さらば、労働の組織に就ても亦た之に均しい工夫が起らねばならぬのです。労働時間の短縮・労働の引上げによる労働者生活程度の向上によつて、労働の能率を作業分業以外に於て高める工夫をすることは、實は此のデレマを免れる一の有效有力なる方法であります。即ち私が労働の引上げ、時間短縮に就て、特に煩を厭はず、諄々しく御話を申上げた所以であります。

残る所の大問題

乍併如何に労働の引上げ、時間の短縮によつて、労働の能率を高めて、マルクスの指定した相對的餘剩價值獨占の弊を取り去つても、其丈けでは未だ彼の所謂絕對的餘剩價值の公平なる配分が實現せられるわけではありません。無論マルクスが絕對的餘剩價值の全部が、企業者に獨占せられると申したのは事實に相違致して居ります。併し乍ら今日に於て公平なる配分が行はれて居るとは、誰人も之を認めることは出來ないのであります。然らば我々が經濟學に於て研究す可き最重要の問題は、労働能率の増進と、勞

働者の人格的要求の尊重（即ち自己決定要素を多くすること）とが、如何にして兩立し得るかの一事なりと申す可きであります。

先づ資本と組織との研究

此研究は、經濟學の範圍内に於てのみ成し終ることは出來ないのであります。乍併其研究の必要部は經濟學の範圍内に屬するのであります。労働能率の増進は生産論の中心問題であります。労働者の人格的要求の尊重は經濟學の範圍内に於ては、主として流通論 殊に從來所の主要問題で、就中所得論に於て研究す可き事柄であります。即ち生産論と流通論との間に横はつて居る大なる衝突を取除かなければ、此問題の解決は著かないのであります。アダム・スミスは主として生産論を主題として、分業による労働能率の増進を力説致しました。此れが『國富論』の大なる使命であります。彼は實に『生産の福音』を説いた救世主であります。彼以後の經濟學は此點に於て何れも彼れに追従したのであります。然るに『生産の福音』は問題を半分しか解答しないもので、大なる半分即ち『分配の福音』が未だ残つて居るのであります。獨逸の大哲學者フイヒテはスミスに少し後れて『鎖國論』と云ふ一書を著して、此半面を研究しましたが、其論は殆んど忘れられて仕舞ひました。其は即ち生存權論であります。我々は一方にスミスの説

を推し進めると同時に、他方にはファイヒテによつて提唱せられた他の一半の問題を十分に研究しなければなりません。其が流通論の大眼目であります。而して此研究に進むには、先づ以つて、『協業』の主宰者たり指揮者たる、今日の資本的企業の真相を十分に究めなければなりません。資本的企業は資本を前提致し、其資本の活用せらるゝは、企業の組織を要します。以下次編に移つて、資本と企業組織とのことに就て御話申上げませう。

15.IX.24.

第六編 資本及組織

第三十一章 資本の意義及本質

資本本來の意義

資本とは元手の事であり、人に金銭を貸付けると、其貸付けた金銭の返済を受くるは勿論のこと、其以外に利息の支拂を受けます。此場合に於て、利息に對して區別する爲に、其貸付けた元手・元金のことを資本と申すのが元來の意義であります。拉丁語で此元金のことを *Capitalis pars debiti* と名けて、利息と區別致して居ります。即ち利息を生み出す元金と云ふ意味でありまして、資本と云ふ時には、常に利息と相對して考へるのであります。即ち資本と申せば貸主が同じく受取る金額の中、利息に屬しないものと云ふ意を含んで居ると共に、又其利息を生み出す根本・源泉と云ふ意を含んで居るのであります。

資本は猶母の如し

昔我邦では、資本のことを母銀と云ひ、利息のことを子銀と呼んだことがあります。資本は利を生み出す母で、利息は資本の生んだ子であります。母と云へば子なるものを離れて考へることは出来ません。何故なれば子のない母は有り得ないからであります。其反對に又母の無い子と云ふものも有り得ません。現に母の居ない場合は幾らもありませうが、抑も人の生れて来た時には、必ず一人の母があつたのであつて、木の股から生れたと云ふ者は一人もありません。父の無い基督でさへも、母だけはマリアと云ふ立派な婦人のあつたことは、流石の福音書でも否認することは出来なかつたのであります。

利息を離れて資本なし

その如くに、資本と云ふものは、利息を離れては存しないものであります。如何に性格の立派な、品性高潔の婦人でも、子が無ければ母たる資格を得ることが出来ません。才色双絶、絲竹管絃、割烹裁縫の技に至る迄、何一つ備はらざることのないと云ふ佳人、家に在つては無比の賢妻、外に出つては社交界の女王と呼ばれる人でも、子が無ければ母たる資格は得られません。唯だ子を産むことに依てのみ母となり得る

のであります。それと同じく如何に巨額の富が積まれて居ても、それだけでは資本となり得ないのであります。利息を生み出すと云ふことがあつて、初めて富が資本となるのであります。従つて如何に零碎の金高であつても、それが利息を生み出せば、立派に資本たる性質を備ふること、賤が伏屋の貧しき婦人と雖も、一人の子寶を世の中に生み出した以上は、押しも押されぬ立派な母たるが如くであります。

子を生まぬ女、利息を生まざる富

近頃は新しい女と稱して、子を産むことを罪惡か汚行かである様考へて居る婦人があるとのことですが、國に子を生まぬ女、母ならざる婦人の殖えることは、社會に利息を生まざる富、即ち資本たらざる富の殖える様なものであります。今日の社會の組織にして變らざる限りは、利息を生み出す所の富、即ち資本の殖えることに依つて、經濟上の進歩發達が期し得られるのであります。利息を生まざる所の富の殖えること云ふことは、唯だ現在の満足が得られるのみであつて、將來に亘つての國民經濟の發達を期することは出来ないのであります。丁度子を産むと云ふことがなければ、人類の永續が期せられないと云ふのと同じであります。但し現在の社會組織にして變る時には、それは別問題であります。其事は何れ後に行つて少しく申述る積りであります。

利息は化して資本となる

此くの如く資本は利息を生み出すものでありますが、其利息が唯だ利息として停まつて居つたのでは、やはり經濟上の發達は望まれないのであつて、其利息は更に化して、又資本となるのでなければなりません。恰も産れた子が成長して親となつて子を生み、其産れた子が又親となつて子を生み、斯くして人類が永續して行く如くに、資本が生み出した所の利息は、化して資本とせられ、更に新なる利息を生み、其利息が又資本となつて利息を生み、斯くして所謂資本の蓄積 (Accumulation of capital) と云ふことが行はれるのであります。故に此意味に於て資本は資本化せられた利息なりと云つても宜いのであります。英吉利の有名なる詩人ウオーヅオースの言に『子供は大人の父である』(Child is father of man) と云ふことがありますが、それと同じ様に利息は資本の母であるとも言ひ得るのであります。

資本利息を生むか・利息資本を生むか

故に或る學者は、資本が利息を生み出すのではなくして、利息が資本を生み出すのであるとも言つて居りますが、是は鶏が卵を生むのか、卵が鶏を生むのかと言ふのと同じで、實は何れから言つても宜い

のであります。卵が鶏を生むと言つても、鶏が卵を生むと言つても宜いと同じく、資本が利息を生むと言つても、利息が資本を生むと言つても宜いのであります。其意味は、資本として使はれ様と云ふには、先づ其處に餘裕の富が無ければならぬ。其餘裕の富と云ふには日常消費する所のもの以外の餘剰でなければならぬ。其餘剰と云ふのは、外から出て來た所の一種の利息であります。一種の利息である所の餘剰が、何分か貯へられ、さうして其れが社會の制度に依て資本と云ふ形を取るようになるのであります。

常に止まらざる利潤の運動

兎に角資本は絶えず利息を生むのであり、利息は又絶えず資本に化して行くものであることは、現在の事實として疑ひを容れない所でありまして、生み出した所の利息を更に資本として使ふと云ふことのないのは、恰も婦人が唯だ子供を生み出したばかりであつて、之を哺育し之を教育して、一人前の人間にしないが如くであります。近來は子女の哺育を厭ふ所の婦人が殖えると云ふことでもあります。國に此の如き婦人の殖えると云ふことは、利息が資本化することの少くなると同じで、今日の社會組織の下に於ては、甚だ翼はしからざることでもあります。即ちマルクスは此意味に於て、次の様なことを申して居ります。使用價值は決して資本主の直接の目的とする所ではないが、個々の利潤も亦資本主の直接の目的とする所

ではない。資本主の目的とする所は、常に進んで止まない所の利潤の運動あるのみである。

資本は土地・労働とは大に異なる

資本の本質なるものは、之を利息と引離して考へ能はざることは、右に申述べた通りであります。但し同じく生産要素と言ひましても、資本は土地や労働とは其生産要素と云ふ意味を大に異なるのであります。約めて言へば、資本は生産要素でないと言へば、言ひ得るのであります。私は通説に従つて、資本も矢張り一の生産要素であると認めるのであります。併ながら、其意味は餘程違ふと云ふことを先づ十分に御注意を願つて置きたいのであります。

生産要素としての資本の特別な地位

資本が生産要素として、特別な地位に立つて居るものであると云ふことを知るには、取も直さず今日の経済組織の根柢を究めるのと同じことなるのであります。或は資本主義とか、資本的経済組織とか、資本生産制度とか名づけるのは皆此事の意であつて、要するに資本が生産要素として、特別な働きをなして居ることを指して言ふに外ならないのであります。又資本が此の如くに特別な、或る意味から言へ

ば、總の他の生産要素を遠く凌駕する優越なる地位を有つて居ると云ふことが、今日に於ては、獨り生産組織のみならず、流通生活の全體を特色づけて居るのであります。

マルクスの説不十分なり

マルクスは此資本の特別な働きを、主として労働と關係する方面に於て看破致して、彼獨特の資本論を主張致したのでありますけれども、私の見るところでは、是は其一を見て未だ其二を見ざるの論と言はなければならぬのであります。資本が特別な働きをなすと云ふのは、無論生産の方面に於ても著しいのであります。生産の方面に於て著しいと云ふことは、決して單獨の事實ではなくして、其根源は流通生活の上にあるのであります。流通生活の上の於て、資本が非常に著しく違つた働きを有つてゐるからこそ、生産組織の上の於ても、資本の特別な働きが現はれるのであります。故に、マルクスの説くやうに、資本を主として労働關係の方面に於ての觀察に限ると云ふことは、是は経済學の通則を打破つた如くであつて、實はまだ打破り足りないのであります。依然として通説の束縛を被つて居るものと考へます。

特別な働は流通上に在り

労働の能率は賃銀の高低に依つて著しく影響せられるものであります。でありますから此の點からのみ見ますると、労働と資本とは全く同じやうなものであつて、資本の觀念が利息の觀念と分離することが出来ない如くに、労働の觀念は賃銀の觀念と分離することが出来ないのであります。乍併其は今日の賃銀制度の下に於ける労働に就て觀察した時の話であつて、労働本来の本質ではなく、労働の現在の實際状態たるに外ならないのであります。労働の本質は何であるかと云ふことは、前に既に申述べた通りに、在外目的の爲めに營む所の力作を言ふのであります。即ち力作の爲にする力作でなく、力作に依る或る結果を見込んで營む時、是が即ち労働であります。而して其結果を望むと云ふ爲には、必ず苦痛を伴ふものであると云ふことが労働の本質でありまして、この本質は、決して賃銀の有無に依て左右せられるものではないのであります。此點から申すと労働は土地と同列に立つべきものであります。即ち純自然的要素たる所の土地は、人間社會の文化現象、經濟上の流通現象たる地代に依て左右せられないで、主として其の物理的、並に化學的性質に依て定められるのであります。労働も其の本質に至つては、人間の生理的力作としてのみ定められるのであります。唯だ今日の實際社會に於きましては、労働は資本と同じ様に、人間社會の文化現象、經濟上の流通事實である賃銀や利息に依つて左右せられて居るのであります。

文化現象としての労働と資本

併しながら同じく社會の文化現象の影響を蒙ると申しまして、労働と資本とは又大に違ふ點があるものであります。其差異は何であるかと申すと、労働が賃銀と分離して考へることの出来ないことと云ふのは、單に其一の状態であるに過ぎないので、其本質ではないのであります。然るに資本に至つては、其本質として、初めから終り迄、利息とは切つても切れない縁があつて、利息がなければ資本も決して無いのです。労働の労働たる所以は、賃銀を得ると云ふことではない。反之資本の資本たる所以は、利息を生むと云ふことの外に何もないのです。今日の社會に於て、労働が其在外目的として賃銀を得ると云ふことを有つて居ると云ふことは、労働を營む所の人、即ち労働者の立場から見た話でありまして、労働其もの、立場から申せば、在外目的は物の利用を作出し、又は利用を増すと云ふことであります。これがあるからこそ、賃銀を得られると云ふことが起るのであります。利用を生み、又は作出すと云ふことがなければ、今日の賃銀制度の下に於ても、賃銀を得られると云ふことにはないものであります。資本に至つては、物の利用を作出し、又は之れを増すと云ふことがなくとも、利息は生ずるのであります。又其利息の生ずると云ふことは、物の利用を増す、若くは作出すと云ふこととは、必ずしも原因結果の關係を有つて居るのではなく、

兩者は全然別の事實であります。寧ろ今日の實際社會に於ては、雇主が労働者に對して一定の賃銀を與へると云ふことを約束し、労働者が之に對して其義務を盡した以上は、約束した賃銀は、必ず之を拂はなければならぬのでありまして、利用の作出しがあつたか否か、利用の増加があつたか否かと云ふことは、直接に之を問ふものではありません。けれども何の爲にさう云ふ約束をなしたかと云ふ動機を尋ねて見れば、労働は利用を作出し、又は之を増すと云ふことを認めるからであつて、それがなければ、賃銀を拂ふと云ふ約束を雇主が結ぶと云ふことも亦無くなるのであります。資本に就ては必ずしもさうではないのであります。

マルクスの解説

マルクスは此事を次のやうに申して居ります。「使用價值の形成者としての労働は、一切の社會形態から獨立して居る所の人間の生存條件であつて、人間と自然との間に於ける材料の變化を行ふに就ての自然的必然事項である」と。茲にマルクスが自然的必然事項と言つたのは、即ち利用を作出し、又は増加すると云ふことでありまして、これがなければ賃銀は得られない譯であります。唯だ今日の實際に於きましては、直ちに結果の方を見まして、労働と云ふものは、何時も賃銀を得るものであるから、労働は賃銀と離

れないものである、労働は賃銀を生ずる所の力作であると、手短かに言つてしまふのであります。之を詳しく吟味して見ますれば、右申す通になるのであります。即ち賃銀が得られるから生産となるのではなくして、生産が起るから賃銀が得られるのであります。而して又労働者の得る所の賃銀の高と云ふものは、必ずしも其労働の生産高と相伴ふものではありません。場合に依つては労働者の自ら作出した利用の高、即ち労働の生産高よりも遙かに少しのしか賃銀として得られないことも随分あります。此事は前編に於てマルクスの餘剩價值論を批評する際に稍と詳しく申述て置いた通りであります。でありますからして、労働と賃銀とは必ず相伴ふものであると云ふことは、此點から言ひましても當を得て居らないのであります。此點を誤るが爲に種々なる間違を惹起するのであります。殊に賃銀の高は即ち労働の生産の高を言表はして居るものであると云ふやうな、頓でもない誤つた考へが廣く行はれるのであります。前段七四三頁以下を御參考

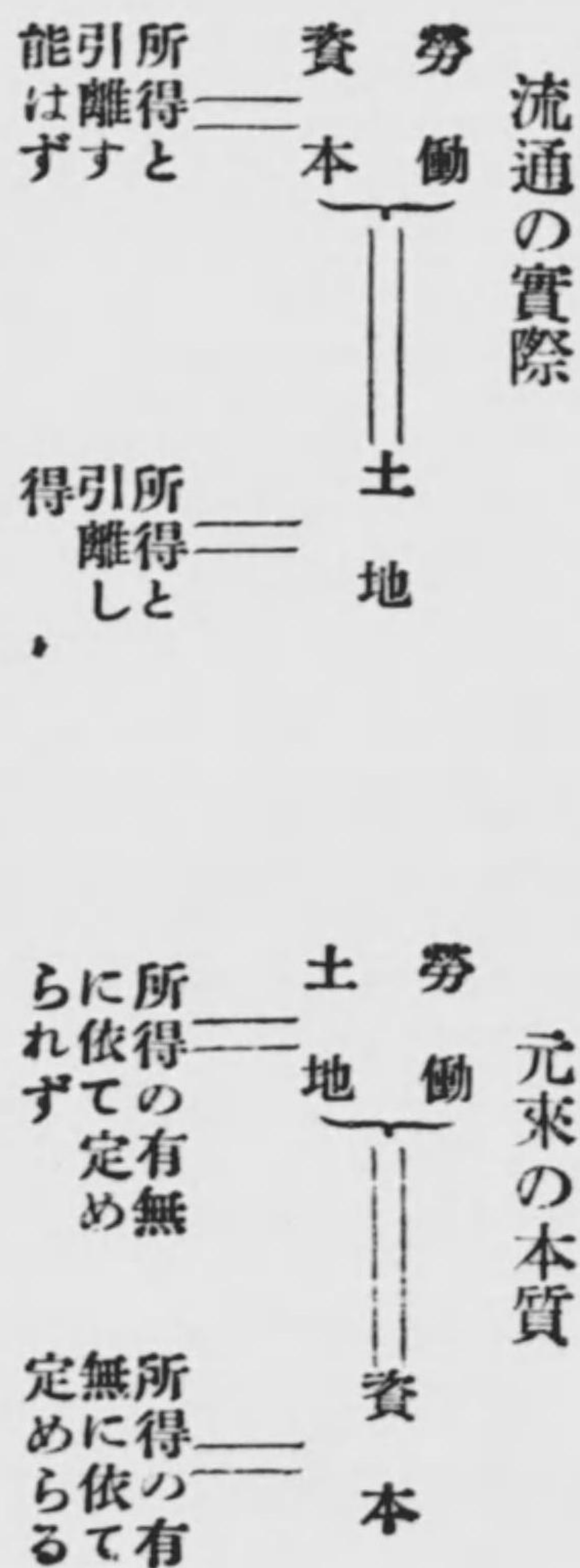
資本の本質は純文化的なり

所が資本となると、大に其趣きを異にして來るのでありまして、資本の本質は、初めから終りまで常に利息と離れては存在しないのであります。資本の資本たる所以、資本の經濟上に於ける働きは、一に利息

を生み出すと云ふことに存して居るのであります。其以外に資本の本質なるものは全く無いのであります。労働に於ては、賃銀が得られると否とに拘はらず、生産に盡すものであります。労働の労働たる資格は、賃銀の有無によつて定められるものでないと云ふ反對に、資本は利息を生むと云ふ以外に資格を有つて居らないのであります。

生産三要素の異同比較

即ち前に申した所の文化要素たることは資本の方が遙に多く之れを備へて居るのであります。否、資本の本質は全く文化的たるのみであつて、少しも自然的の本質なるものは無いのであります。之に較べて見ますれば労働の方は、文化的方面も備へては居るけれども、其根柢に於ては、自然要素であるのであります。或る點から言へば、労働は資本と同列に立つて土地に對抗して居りますが、本質の上から言へば、労働は土地と同列に立つて、資本と對抗して居るのであります。其事を一寸次に圖解して見ませう。



右の説明

今手近の例を以て右の説明を致して見ませう。土地とは恰も單に一人の男子、若くは女子と云ふが如きものであります。其本質の上にも、實際の状態に於ても、男子たり女子たりと云ふことは、子供の有無と云ふことには何等の關係がないのであります。其反對に資本は前に申す通りに、母の如きものであります。其本質は勿論、實際の状態としても、子供の有無に依つて母たるか否かと云ふことが定められるのであります。然るに労働は兩者の中間にあるもので、例へば一家の家長と云ふ様なものであります。家長と云ふことは、其本質の上から申して、子供の有無に依つて定められる觀念ではありません。一家の主宰者であれば家長であります。併し實際の事實としては、家長たる人は大抵の場合に於いて同時に人の父であります。何人かの子供を有し、之に對し家長たるの權を有し、義務を負ふて居るのであります。

即ち子供を離れて家長と云ふことを考へることは、實際の問題としては不可能であります。然るを皮相の觀察者は、此實際の状態を以て、直ちに勞働の本質と速断してしまつて、勞働が賃銀を離れて考へることの出来ないのは、資本が利息を離れて考へることが出来ないのと全く同じであると言張するのであります。是は實際の事實として、家長と云ふものは少くとも人の父であると云ふ有様から速断して、家長とは必ず子供を有するものならざるべからずと云ふが如くでありまして、大なる間違であります。本質の上から言へば、家長たる資格は決して父たる資格と同一ではありません。昔何れの國にもあつた所の彼の家族共産體に於きましては、一家の家には家長の子たる以外のものが澤山に含まれて居るのであります。我邦に於ても、前編に御話致しました飛驒の白川に於ける、所謂大家族に於ては、一軒の家に家長の妻子は勿論、祖父・祖母・弟妹・伯叔父母・甥・姪・從兄弟・從兄弟違・再從兄弟・再從兄弟違等を包含し、是等總ての者に對して家長たる所の權利を有して居るのであります。今日一般實際の事實としては、一家と言へば、父母と其間に生まれた子女等から成ると云ふのが普通でありますけれども、昔に於てはさうでなく、飛驒の白川に於る状態の如くでありました。即ち勞働は今日の實際に於ては、賃銀と離れて考へることは出来ないことになつて居りますけれども、其本質は決してさうでないのは、此例と同じことでもあります。



(ウヅゲヤ) ストルペドロ・ンハヨ・ルーカ
Karl Johann Rodbertus-Jagetzow
(1805 1875)

地代は地面より生ぜず

故に今日の賃銀制度が全く無くなつても、労働の労働たる本質に至つては、何等の影響を蒙らず、依然として労働たることは、地代制度が無くなつても、土地は土地として何等の變化が起らないのと同様であります。マルクスは地代は地面から生ずるものでなく、社会から生ずるものである。『資本論』第一卷四十九頁、邦譯『マルクス全集』第一と申して居りますが、労働に就ても、矢張り同様のことが言へるのであります。労働は生産物から生ずるものでなくして、社会から生ずるものであります。地代も生産から生ずるものではなくして、流通社会から生ずるのであります。此社会から生ずる所の地代なり労働なりと云ふものは、純然たる社会現象であります。即ち此社会現象は資本に就いては其の全部を支配しますけれども、労働と土地に就ては其全部を支配するものでないであります。

絶対的生産要素と相対的生産要素

此意味に於て、同じく生産要素と云ふ中に、絶対的生産要素と、相対的生産要素とを分つ必要が起つて來ます。土地と労働とは絶対的生産要素でありますが、資本は絶対的生産要素でなくして、相対的生産要素

素であります。此事を言換へて、土地と労働とは自然的生産要素であり、資本は社会的若くは文化的生産要素であると言つても宜いし、又資本は、歴史的・法律的産物に外ならぬと言つても宜いのであります。

絶對的範疇・相對的範疇

獨逸の學者は範疇 (Kategorie) と云ふ言葉を使ひます。此範疇に絶對的範疇と相對的範疇とを區別致しまして、土地と労働とは絶對的範疇、又純經濟的範疇なりと言ひ、之に對して資本は相對的範疇或は文化的範疇・歴史的範疇・法律的範疇なりなども申します。絶對的範疇・純經濟的範疇・又は自然的範疇と申すのは、何れの時代、何れの制度の下にもある所の普通の範疇と云ふとでありまして、歴史的發達・法律制度に依て初めて生ずるものでないと云ふ意味であります。之に反して相對的範疇・歴史的範疇・法律的範疇と云ふのは、歴史的産物、法律制度の結果として出來たものと云ふ意味でありまして、是は主としてロドベルトス、ラサルレ、或はマルクス等の主張する區別でありますが、アドルフ・ワグナー氏の如きも此區別を認めて之を可なり詳しく論じて居られます。以下及『理論的社會經濟學』第二版第二編三十九頁費下。唯ワグナー氏は、資本には絶對的範疇としての資本と、相對的範疇としての資本と二つの方面があると云つて居られます。之に反してマルクス並にラサルレ等は、資本は唯相對的範疇たるのみで、絶對的



ワグナー・アドルフ
Adlof Wagner
(1835-1917)

範疇と云ふやうな方面はないと申して居るのであります。

資本は決して絶対的範疇に非ず

此點に於ては、私は全くマルクス並にラサルレの説に従ふ者でありまして、資本に絶対的範疇と云ふ方面は全然無いと確信致します。ワグナー氏を初め、今日の經濟學者の大多數は、資本に絶対的相對的兩範疇の意味のあること、土地や労働と異ならないと主張して居られますが、是れ實に經濟學に於て資本の觀念が甚だ複雑、甚だ曖昧である事實の根本的原因であると存じます。經濟學の上に於て學者の意見の一致しないものは随分ありますが、資本の定義位意見の區々たるものは殆ど他に其類が無いのであります。其因つて起る源は、資本を斯く二つの意味に解釋すると云ふ所にあると思ひます。依て其事を少しくお話しして見ませう。

異論を排す

資本は相對的範疇たるばかりでなくして、同時に又、絶対的範疇であると稱する人達は、畢竟資本を以て土地や労働と全く同じ意味に於ける生産要素と認めやうと欲するからであります。恰も賃銀を離れて勞

働を考へたり、地代を離れて土地を考へたりすることの出来るやうに、資本も亦利息の觀念から獨立して考へ得られるものなりと主張せんとするのであります。語を換へて申せば、資本の本質は總ての點に於て労働の本質と違はないもの、兩者は生産要素として全く同一地平線上にあるものと見やうとするのであります。即ち労働の本質に於ては、賃銀を得ると云ふことを離れて利用の生産と云ふ事の存するが如くに、資本も亦利息を生み出すと云ふ實際の事實から獨立して、別に生産上に於ける其本質があると云ふ考へが主になつて居るのであります。

労働の補助を資本の本質とする説

然るに利息から獨立した所の生産上の本質と云ふものは何であるかと云ふと、彼等は答へて申すに、それは資本が『生産上に於て労働を補助すること』即ち是である、『労働の補助機關たること』是であると答へます。労働が力作に依つて材料の形態の變化を執行し、物の利用を作出し又は利用を増加するに當つて、資本は之に馳せ加はつて、其働きの増すのである、即ち労働の能率を増進するものである。殊に近世に至つては、資本あるが爲に、生産の働きの増し方が實に著しいものであると申します。否、彼等は一步を進めて言ふには、今日の生産組織に於ては、資本の助けなくしては、労働は殆ど何等の用をなし能

はぬ、労働の労働たるは、資本の助けがあるからで、それがなければ労働は何の役もしない、労働者に材料を供給することも出来ず、労働要具を與へることも出来ない、今日の労働者は労働力ありと雖も、之を活用する機會を有たないものである、従つて資本の補助が無ければ、労働は生産要素たる機能を少しも盡すことが出来ないものであると申します。

右説は誤謬なり

併ながら是は事實の一方のみを見た考へでありまして、他方から見ると、資本が資本たり得るは労働があるからであつて、労働がなければ資本は何等の用をなさないものであります。如何に巨額の資本を有する人があつても、労働者があつて生産の實行に當ることがなければ、資本は何等の用をなさないと云ふ極めて明瞭なる事實のあることを看過して居るのであります。

例を以て説明す

例へば今茲に一の紡績工場があつて、数千の職工を雇ひ、生産を致して居る。之に要する所の資本は一億萬圓である。此一億萬圓を以て各種の大規模なる設備をなして居ると致します。然るに一朝疫病が流

行つて其職工が皆死亡し、而して之に代るべき所の労働者が得られないと云ふ場合には、如何に立派な機械があり、如何に整頓した設備ありと雖も、此紡績工場は一本の糸をも紡ぎ出すことも出来ず、又一錢の利益をも生み出すことも出来ず、唯だ徒に場所を塞ぎ居るに過ぎません。或は工場たり、或は機械たると云ふに止まつて、資本たる實は全く失はれるのであります。或は又た一の炭山に於いて坑夫の同盟罷業が起り、労働者は皆仕事を罷めてしまつて、而して其團體が固くて、他から一人の労働者をも補充し得られないとすれば、此炭山は如何に巨額に資本を有するとも、何等の生産をなすことが出来ない。其間に如何に巨額の資本があつても、其は資本たる性質、富たる性質を全然失つて居るのであります。であるから、資本の助けがなければ労働は労働たり能はないと云ふことが眞なりとするならば、又其反面に於て、労働の助けなければ、資本は資本たり能はないと云ふことを言はなければなりません。

アダム・スミス此理を看破す

アダム・スミスは此事を夙に看破致して居りまして、固定資本は流通資本の助かなければ何等の生産をも營むと能はずと言つて居ります。アダム・スミスが茲に流通資本と言へるは、主として労働者の衣食の料に供する資本を言ふのでありまして、労働の助あるにあらざれば、固定資本は何等の利益をも生ずる

昭和二年二月五日印 刷
昭和二年二月十日發 行

廉刷版經濟學全集

第二集國民經濟講話 第二册

著 者	福 田 德 三
發 行 者	株式會社 同 文 館 東京市神田區表神保町二番地
右 代 表 者	田 中 六 藏
印 刷 者	鷺 見 九 市
印 刷 所	株式會社 秀 英 舍 東京市牛込區市谷加賀町一ノ二
製 本 者	山 形 純 次 東京市神田區今川小路一ノ一



發 兌

東京市福田區表神保町二番地
電話神田九三三・三〇八〇番
振替口座東京一三五番

株式會社 同 文 館

河
水

行

...

...

...

539

314

